

中川村過疎地域持続的発展計画

一人ひとりの元気が生きる美しい村 “なかがわ”

令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)



the most beautiful
villages in japan

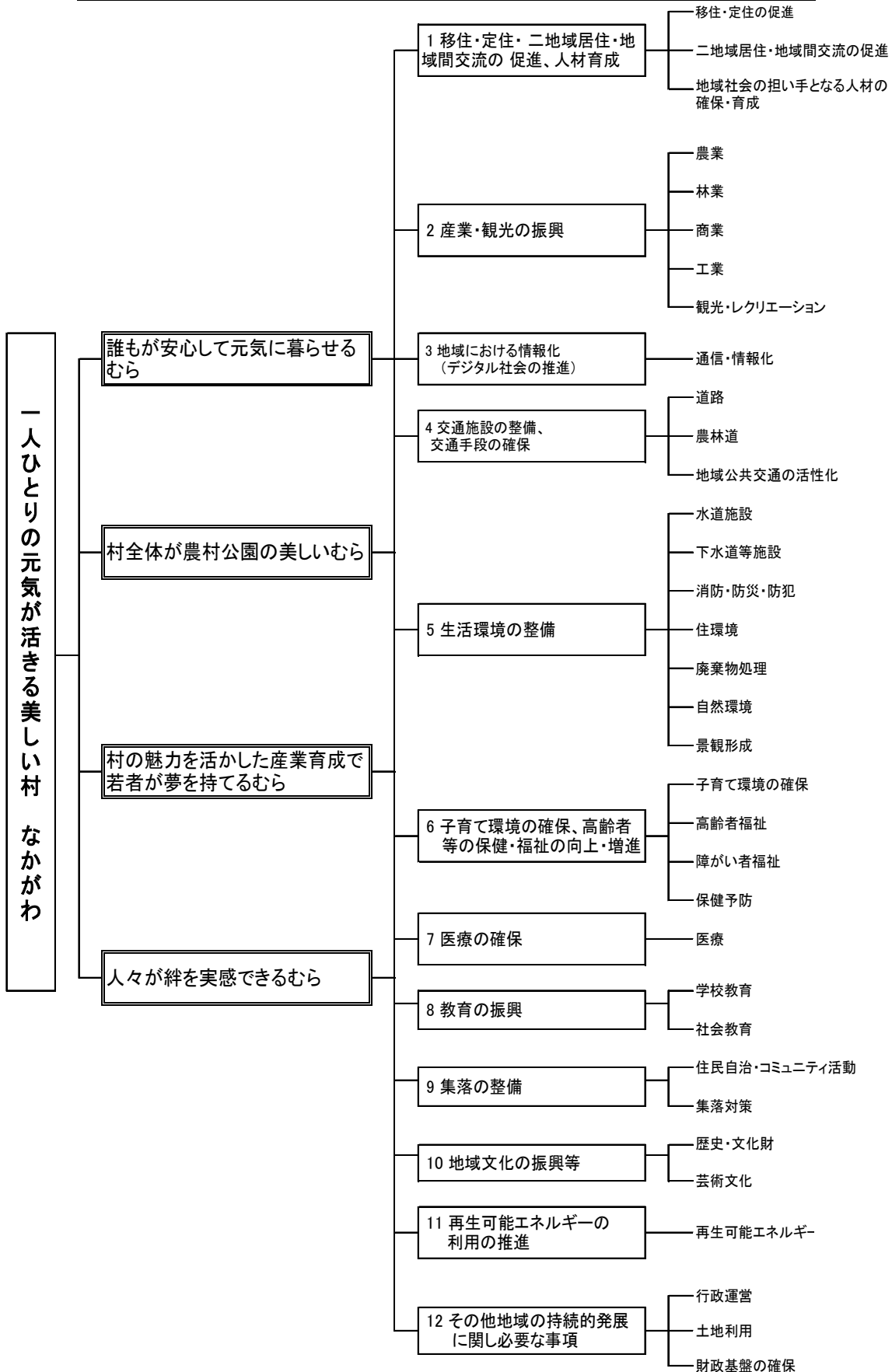
中川村

長野県

長野県上伊那郡中川村

中川村過疎地域持続的発展計画体系図

令和8年度～12年度



目次

中川村過疎地域持続的発展計画体系図

目次	1
第1 基本的な事項	4
1 村の概況	4
2 人口及び産業の推移と動向	6
3 村の行財政の状況	11
4 地域の持続的発展の基本方針	14
5 地域の持続的発展のための基本目標	15
6 計画の達成状況の評価に関する事項	15
7 計画の期間	15
8 公共施設等総合管理計画との整合	15
第2 移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、人材育成	16
1 現況と問題点	16
(1) 移住・定住の促進	
(2) 二地域居住・地域間交流の促進	
(3) 地域社会の担い手となる人材の確保・育成	
2 その対策	16
(1) 移住・定住の促進	
(2) 二地域居住・地域間交流の促進	
(3) 地域社会の担い手となる人材の確保・育成	
3 事業計画	18
4 公共施設等総合管理計画との整合	18
第3 産業・観光の振興	19
1 現況と問題点	19
(1) 農業	
(2) 林業	
(3) 商業	
(4) 工業	
(5) 観光・レクリエーション（観光、公園）	
2 その対策	22
(1) 農業	
(2) 林業	
(3) 商業	
(4) 工業	
(5) 観光・レクリエーション（観光、公園）	
3 事業計画	25
4 産業振興促進事項	26
5 公共施設等総合管理計画との整合	26
第4 地域における情報化（デジタル社会の推進）	27
1 現況と問題点	27
(1) 通信・情報化	
2 その対策	27
(1) 通信・情報化	
3 事業計画	28
4 公共施設等総合管理計画との整合	28

第5	交通施設の整備、交通手段の確保	29
1	現況と問題点	29
	(1) 道路（国道・県道、村道）	
	(2) 農林道（農道、林道）	
	(3) 地域公共交通の活性化	
2	その対策	30
	(1) 道路（国道・県道、村道）	
	(2) 農林道（農道、林道）	
	(3) 地域公共交通の活性化	
3	事業計画	32
4	公共施設等総合管理計画との整合	32
第6	生活環境の整備	33
1	現況と問題点	33
	(1) 水道施設	
	(2) 下水道等施設	
	(3) 消防・防災・防犯（防災・減災、消防・救急、交通安全・防犯）	
	(4) 住環境（宅地分譲、公営・村営住宅）	
	(5) 廃棄物処理	
	(6) 自然環境（河川・砂防、環境保全）	
	(7) 景観形成	
2	その対策	36
	(1) 水道施設	
	(2) 下水道等施設	
	(3) 消防・防災・防犯（防災・減災、消防・救急、交通安全・防犯）	
	(4) 住環境（宅地分譲、公営・村営住宅）	
	(5) 廃棄物処理	
	(6) 自然環境（河川・砂防、環境保全）	
	(7) 景観形成	
3	事業計画	40
4	公共施設等総合管理計画との整合	40
第7	子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進	41
1	現況と問題点	41
	(1) 子育て環境の確保	
	(2) 高齢者福祉	
	(3) 障がい者福祉	
	(4) 保健予防	
2	その対策	43
	(1) 子育て環境の確保	
	(2) 高齢者福祉	
	(3) 障がい者福祉	
	(4) 保健予防	
3	事業計画	46
4	公共施設等総合管理計画との整合	46
第8	医療の確保	47
1	現況と問題点	47
	(1) 医療	
2	その対策	47
	(1) 医療	
3	事業計画	48
4	公共施設等総合管理計画との整合	48

第9	教育の振興	49
1	現況と問題点	49
	(1) 学校教育	
	(2) 社会教育 (社会教育、社会体育)	
2	その対策	50
	(1) 学校教育	
	(2) 社会教育 (社会教育、社会体育)	
3	事業計画	52
4	公共施設等総合管理計画との整合	52
第10	集落の整備	53
1	現況と問題点	53
	(1) 住民自治・コミュニティ活動	
	(2) 集落対策	
2	その対策	53
	(1) 住民自治・コミュニティ活動	
	(2) 集落対策	
3	事業計画	54
4	公共施設等総合管理計画との整合	54
第11	地域文化の振興等	55
1	現況と問題点	55
	(1) 歴史・文化財	
	(2) 芸術文化	
2	その対策	56
	(1) 歴史・文化財	
	(2) 芸術文化	
3	事業計画	56
4	公共施設等総合管理計画との整合	56
第12	再生可能エネルギーの利用の推進	57
1	現況と問題点	57
	(1) 再生可能エネルギー	
2	その対策	57
	(1) 再生可能エネルギー	
3	事業計画	58
4	公共施設等総合管理計画との整合	58
第13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	59
1	現況と問題点	59
	(1) 行政運営 (村の行政、広域行政)	
	(2) 土地利用	
	(3) 財政基盤の確保	
2	その対策	60
	(1) 行政運営 (村の行政、広域行政)	
	(2) 土地利用	
	(3) 財政基盤の確保	
3	事業計画	61
4	公共施設等総合管理計画との整合	61
	○事業計画 (過疎地域持続的発展特別事業分)	62

第1 基本的な事項

1 村の概況

(1) 沿革

中川村は昭和33年(1958年)に旧南向村と旧片桐村が合併し、現在の中川村になりました。

旧南向村は、明治以降幾多の変遷を経た後、明治22年(1889年)に大草村、葛島村、四徳村の3か村が合併して南向村となり、その後昭和24年(1949年)に最北端にあった日曾利集落が分離して飯島村(現飯島町)に行政変更しました。旧片桐村は、近隣村と数次にわたる合併と分離を経て、明治22年(1889年)に上片桐村と七久保村の2か村の分離により片桐村となりました。その後、昭和33年(1958年)3月31日に新市町村建設促進法により南向村と片桐村が合併調印し、同年8月1日に新生中川村が誕生し、現在に至っています。

平成30年(2018年)に中川村発足60年を迎えましたが、この間、昭和36年(1961年)の集中豪雨災害を乗り越え、昭和53年(1978年)には牧ヶ原橋が完成し、東西地域の一体化がさらに進みました。また、平成15年(2003年)から平成17年(2005年)にかけては、上伊那南部の市町村による合併論議も行われましたが、結果的には合併せず、自立と持続的発展の村づくりを進めています。

(2) 位置と地勢

中川村は、長野県の南部伊那谷のほぼ中央で上伊那郡の最南に位置し、北は飯島町と駒ヶ根市、東は大鹿村、そして南から西は松川町にそれぞれ接しています。

地勢は、丘陵地や扇状地がいたるところにみられ、変化に富んだ地形となっており、地質は花崗岩質で、表土はそれが風化した砂壤土層になっています。村の中心を屈曲蛇行し南流する天竜川を境に竜東南向地区、竜西片桐地区と、ふたつの地区に大別されます。南向地区は伊那山地が走り、傾斜地が多く複雑な地形で平坦地が少ないものの、地形を生かした果樹栽培が盛んに行われています。一方、片桐地区においては、天竜川沿岸とその上段の扇状地に平坦な農地が多く、比較的規模の大きな農業経営が行われています。また、幹線道路である国道153号が走り、沿道に商店街が形成されています。

村の総面積は77.05km²で、東西15km、南北10km、周囲41.4kmにわたり、また標高は465m～1,688mと標高差のある変化に富んだ地形で、森林面積が76.3%を占めています。

年間降水量は1,350mm前後で、梅雨期と秋雨期にまとまった降雨がみられ、年間気温は飯田市等とほとんど変わらず、平均で12～13℃となっています。積雪量は比較的少ないですが、まれに交通に支障を生じるような積雪が観測されることもあります。

(3) 村における過疎の状況

昭和33年(1958年)新村発足時8,629人であった人口は、昭和36年(1961年)の集中豪雨災害による集団移住や昭和40年代の高度経済成長期における若者を中心とした都市への流出等により、昭和50年(1975年)に5,496人と当時の63.7%まで減少しました。

その後、中央自動車道の開通及びこれに伴う外部アクセスの改善や村営住宅の建設、生活利便性の向上を背景に昭和60年(1985年)には5,578人と若干の増加が見られたものの、平成に入り再び徐々に減少傾向を示しています。直近の国勢調査をみると、平成27年(2015年)の

4,850人から令和2年(2020年)には4,651人となり、199人減少しています。

これまでの過疎対策としては、昭和45年(1970年)の過疎地域対策緊急措置法での過疎指定以降、過疎地域持続的発展計画(令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度))まで、村の総合計画との整合を図りながら、若者の定住条件整備を重点目標に分譲宅地の整備、村営住宅の建設をはじめ、産業の振興、交通通信体系の整備、高齢者福祉施設の整備等、各種施策を進めてきました。

これまでの取組により、道路や上下水道、情報通信施設整備等、生活基盤の整備は着実に進みつつあるものの、少子高齢化の急速な進行、そして人口減少の時代を迎える中で、人口減少抑制対策、定住促進対策、農業と観光・商工業の連携による産業の振興、交通基盤の整備による地域間交流の促進、住民福祉の向上や地域医療の確保、生活環境の整備など、自立の村づくりに向けて、中川村第6次総合計画後期基本計画(令和7年度(2025年度)～11年度(2029年度))及び中川村デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度))、その他各種関連施策と整合を図りながら、さらなる施策を講じていく必要があります。

(4) 産業と就業構造

村の産業は、村発足以来農業が中心でしたが、経済構造の変化、経営基盤のぜい弱さ等により、第1次産業の就業人口及び就業人口比率は、昭和35年(1960年)3,464人(78.3%)から令和2年(2020年)には569人(21.2%)とそれぞれ大きく減少してきました。一方、第2次・第3次産業の就業人口比率は、昭和35年(1960年)の21.7%から令和2年(2020年)には78.8%と増加しましたが、最近伸びが大きく鈍化しています。

村の基幹産業である農業は、小規模兼業農家が増加する中、農業従事者の高齢化、後継者不足、さらに近年では野生鳥獣による被害の拡大など抱える問題は多くあります。果樹園芸作物などへの転換、基盤整備による条件整備、加工施設の整備などにより農業の活性化を図ってきていますが、今後はさらに観光や商業との連携を図り、農産物を活用した6次産業化やブランド化、特産品の開発及び販路拡大、農業体験や都市との交流など、農家の所得向上につながる施策を積極的に進めていくことが必要です。

村内の商工業の状況を見ると、商業では、平成2年(1990年)に村の主要幹線道路である国道153号沿いに共同店舗が建設されたことにより商店街機能が形成されましたが、依然として零細な商店が多く、また、近隣市町村に相次ぎ進出した大型店の影響などもあり、経営は厳しい状況が続いています。工業においても、総じて小規模・零細下請企業が多く、加えて景気の影響や物価高騰等により、依然厳しい状況にあります。

このような中、村では村内外からの集客を図り地域の活性化を図るため、平成18年度(2006年度)から「チャオ」を中心とした周辺地域の活性化再整備を進めてきました。令和3年度(2021年度)には上伊那農協旧片桐金融店舗に農業、観光、商業等の活性化を目的とした中川村農業観光交流センターを設置しました。今後も人・物・情報の交流拠点として、域外からの来訪者などとの交流の拠点、地域産業の活性化につながる拠点として活かすための取組整備が必要です。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移

昭和35年(1960年)から令和2年(2020年)までの60年間における人口推移をみると、昭和35年(1960年)から昭和45年(1960年)までの10年間に△1,935人(△25.0%)と急激に減少し過疎化が進行しましたが、昭和50年(1975年)から昭和60年(1985年)には住宅施策等の効果もあり微増に転じました。しかし、昭和60年(1985年)以降は再び減少傾向に入り、平成27年(2015年)から令和2年(2020年)の5年間では△4.1%となり、住民基本台帳人口では令和2年(2020年)時点の5年前(平成27年(2015年))と比較してさらに人口は減少しています。

年齢階層別人口では、0歳～14歳の年少者階層は平成22年(2010年)から平成27年(2015年)で0.5%と微増しましたが、令和2年(2020年)までの5年間では△6.2%となり、全体に占める割合は13.1%となっています。

15歳～64歳の生産年齢人口は、令和2年(2020年)では10年前の平成22年(2010年)と比較して△18.2%となり、15歳～29歳の若年者階層も△21.5%と大きく減少し減少幅も大きくなっている傾向があります。

一方、65歳以上の高齢者階層については、平成22年(2010年)から平成27年(2015年)で5.3%増、さらに令和2年(2020年)までの5年間で3.6%に増加し、全体に占める割合は36.1%で、今後さらに増える見通しです。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年 (1960)		昭和40年 (1965)		昭和45年 (1970)		昭和50年 (1975)	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	7,751 人		6,727 人	△ 13.2 %	5,816 人	△ 13.5 %	5,496 人	△ 5.5 %
0歳～14歳	2,331 人		1,581 人	△ 32.2 %	1,286 人	△ 18.7 %	1,108 人	△ 13.8 %
15歳～64歳	4,679 人		4,454 人	△ 4.8 %	3,737 人	△ 16.1 %	3,576 人	△ 4.3 %
うち15歳～29歳 (a)	1,492 人		1,366 人	△ 8.4 %	1,050 人	△ 23.1 %	988 人	△ 5.9 %
65歳以上 (b)	741 人		692 人	△ 6.6 %	793 人	14.6 %	812 人	2.4 %
若年者比率 (a/総数)	19.2 %		20.3%		18.1%		18.0%	
高齢者比率 (b/総数)	9.6 %		10.3%		13.6%		14.8%	

区 分	昭和55年 (1980)		昭和60年 (1985)		平成2年 (1990)		平成7年 (1995)	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	5,524 人	0.5 %	5,578 人	1.0 %	5,518 人	△ 1.1 %	5,514 人	△ 0.1 %
0歳～14歳	1,115 人	0.6 %	1,101 人	△ 1.3 %	1,061 人	△ 3.6 %	1,034 人	△ 2.5 %
15歳～64歳	3,505 人	△ 2.0 %	3,461 人	△ 1.3 %	3,298 人	△ 4.7 %	3,214 人	△ 2.5 %
うち15歳～29歳 (a)	929 人	△ 6.0 %	887 人	△ 4.5 %	813 人	△ 8.3 %	809 人	△ 0.5 %
65歳以上 (b)	904 人	11.3 %	1,016 人	12.4 %	1,159 人	14.1 %	1,266 人	9.2 %
若年者比率 (a/総数)	16.8%		15.9%		14.7%		14.7%	
高齢者比率 (b/総数)	16.4%		18.2%		21.0%		23.0%	

区 分	平成12年 (2000)		平成17年 (2005)		平成22年度 (2010)		平成27年度 (2015)	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	5,475 人	△ 0.7 %	5,263 人	△ 3.9 %	5,074 人	△ 3.6 %	4,850 人	△ 4.4 %
0歳～14歳	886 人	△ 14.3 %	763 人	△ 13.9 %	646 人	△ 15.3 %	649 人	0.5 %
15歳～64歳	3,201 人	△ 0.4 %	3,050 人	△ 4.7 %	2,892 人	△ 5.2 %	2,583 人	△ 10.7 %
うち15歳～29歳 (a)	823 人	1.7 %	735 人	△ 10.7 %	674 人	△ 8.3 %	524 人	△ 22.3 %
65歳以上 (b)	1,388 人	9.6 %	1,450 人	4.5 %	1,536 人	5.9 %	1,618 人	5.3 %
若年者比率 (a/総数)	15.0%		14.0%		13.3%		10.8%	
高齢者比率 (b/総数)	25.4%		27.6%		30.3%		33.4%	

区 分	令和2年 (2020)	
	実 数	増減率
総 数	4,651 人	△ 4.1 %
0歳～14歳	609 人	△ 6.2 %
15歳～64歳	2,365 人	△ 8.4 %
うち15歳～29歳 (a)	529 人	1.0 %
65歳以上 (b)	1,677 人	3.6 %
若年者比率 (a/総数)	11.4%	
高齢者比率 (b/総数)	36.1%	

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日			平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実 数	構成比		実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	5,592 人			5,449 人		△ 2.56 %	5,342 人		△ 1.96 %
男	2,710 人	48.5 %		2,633 人	48.3 %	△ 2.84 %	2,594 人	48.6 %	△ 1.48 %
女	2,882 人	51.5 %		2,816 人	51.7 %	△ 2.29 %	2,748 人	51.4 %	△ 2.41 %

区 分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			令和7年3月31日		
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	5,107 人		△ 4.40 %	4,846 人		△ 5.11 %	4,597 人		△ 5.14 %
男	2,429 人	47.6 %	△ 6.36 %	2,291 人	47.3 %	△ 5.68 %	2,197 人	47.8 %	△ 4.10 %
女	2,678 人	52.4 %	△ 2.55 %	2,555 人	52.7 %	△ 4.59 %	2,400 人	52.2 %	△ 6.07 %

(2) 産業別人口

産業別人口の動向をみると、第1次産業は昭和35年(1960年)の3,464人(78.3%)から令和2年(2020年)では569人(21.2%)と大幅に減少し、平成27年(2015年)からの5年間で就業人口、就業率ともに減少しています。また、第2次産業は建設業・製造業を中心に、昭和35年(1960年)の310人(7.0%)から平成2年(1990年)には1,271人(39.0%)まで増加したものの、その後の不況や経済情勢を背景に、令和2年(2020年)には865人(32.3%)と減少に転じています。

一方、第3次産業は昭和35年(1960年)の648人(14.7%)から平成17年(2005年)には、1,210人(40.2%)と増加し、平成27年(2015年)には1,273人(45.2%)と増加傾向にありましたが、令和2年(2020年)には1,247人(46.5%)となり、人数は減少に転じています。景気の変動や産業構造の変化等により、産業を取り巻く環境も厳しくなっていることから、第1次産業から第2次・第3次産業への移動は今後も続くことが予想されます。農業の法人化による経営規模の拡大、企業の参入、また新規就農者も少しずつ増えており、また、新型コロナウイルス感染症の影響により業種形態の多様化などもみられ、今後は6次産業化や観光・商業との連携による発展が期待されます。

表1-1(4)

産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和35年 (1960)		昭和40年 (1965)		昭和45年 (1970)		昭和50年 (1975)		昭和55年 (1980)		昭和60年 (1985)		
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	
総 数	人 4,423		人 3,949	% △ 10.7	人 3,611	% △ 8.6	人 3,323	% △ 8.0	人 3,297	% △ 0.8	人 3,258	% △ 1.2	
就業 比率 人口	第一次産業	78.3%		63.0%		63.0%		52.9%		45.5%		38.3%	
	第二次産業	7.0%		21.4%		19.1%		26.5%		31.6%		37.2%	
	第三次産業	14.7%		15.6%		17.9%		20.3%		22.9%		24.4%	

区 分	平成2年 (1990)		平成7年 (1995)		平成12年 (2000)		平成17年 (2005)		平成22年 (2010)		平成27年 (2015)		
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	
総 数	人 3,288	% 0.8	人 3,246	% △ 1.2	人 3,167	% △ 2.4	人 3,014	% △ 4.8	人 2,858	% △ 5.2	人 2,816	% △ 1.5	
就業 比率 人口	第一次産業	34.0%		31.7%		26.1%		26.5%		24.2%		22.3%	
	第二次産業	39.0%		37.6%		38.4%		33.3%		33.1%		32.5%	
	第三次産業	27.0%		30.7%		35.5%		40.2%		42.6%		45.2%	

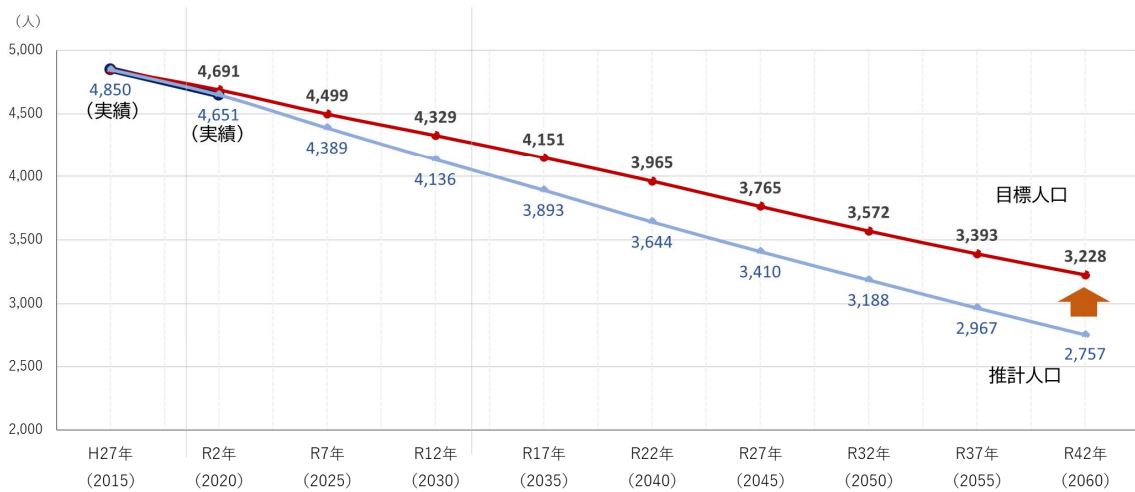
区 分	令和2年 (2020)		
	実 数	増減率	
総 数	人 2,683	% △ 4.7	
就業 比率 人口	第一次産業	21.2%	
	第二次産業	32.3%	
	第三次産業	46.5%	

※総数は、「分類不能」の産業を含む。

(3) 人口の見通し

現在の少子化の傾向や特に若者をはじめとする人口流出による社会減が続いた場合、村の人口は、令和2年(2020年)の4,651人から令和42年(2060年)には2,757人に減少すると推計されています。

村では、急激な人口減少を抑制するための施策を実施することにより、中川村第6次総合計画終了時の令和12年(2030年)には4,329人、その後も長期的な取組を継続することで令和42年(2060年)には、3,228人の人口を維持することを目指します。



※推計／国立社会保障・人口問題研究所が2023年に公表した推計をもとに独自に推計したもの

3 村の行財政の状況

(1) 行政状況

行政機構は、村長部局には総務課、地域政策課、住民税務課、保健福祉課、産業振興課、建設環境課及び会計室を置き、議会及び教育委員会にはそれぞれ事務局を置いています。職員総数は、定員管理適正化計画に基づく事務事業や組織機構の見直しにより、令和7年(2025年)は84人となっています。

村の議決機関である村議会も、定数16人で3常任委員会を置いていましたが、平成18年(2006年)8月からは定数10人で総務経済委員会と厚生文教委員会の2常任委員会となっています。

また、村内には27の自治会組織があり、それぞれにおいて自主的な自治会活動が行われているとともに、行政との連絡・協力体制を整えています。

一方、広域的な行政として、伊南4市町村で構成する伊南行政組合と上伊那8市町村で構成する上伊那広域連合があり、医療をはじめ情報処理、生活環境、常備消防等の業務を共同で行い、効率的な行政運営をはかっています。

(2) 財政状況

村の一般会計における財政状況は、人口減少と全国平均を上回る高齢化に加え、主要財源となり得る基幹産業が乏しいことから自主財源の確保が難しく、ぜい弱な財政構造となっています。そのため、地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない運営が続いており、国の地方財政計画や制度改正の影響を受けやすいことが大きな課題となっています。

一方、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に基づく健全化判断比率は、制度施行から18年が経とうとしている現在、実質公債費比率※¹が-0.1%、将来負担比率※²は算定値なしとなるなど、年々健全化が進んでいます。上下水道会計を含む村債残高は令和6年度(2024年度)決算で42億3,129万円であり、一般会計分のうち86.1%は、地方交付税の算定において需要額の7~8割が算入される過疎・辺地対策事業債です。また、一般会計の基金残高は、同年度決算で39億3,040万円であり、年間歳出額の約9割に相当し、概ね健全な水準を維持しています。

しかし、令和6年度(2024年度)決算における経常収支比率※³は82.3%であり、一定の財政硬直化が見られる状況です。歳出における経常経費を押し上げる主な要因は、人件費・補助費等に加え、これまでの投資的事業に係る公債費、施設の維持管理費、特別会計や公営企業会計への繰出金などです。今後、右肩上がりの経済成長が見込みにくい中、補助金などの特定財源措置が乏しい大規模施設整備は、長期的な維持管理費の増により財政を圧迫し、実質的な赤字運営に陥る可能性があります。中川村公共施設等総合管理計画では、既存施設の修繕費用が将来的に毎年7~11億円弱に上ると試算しており、財政リスクを回避するため、

¹ 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。低いほど健全。

² 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標。低いほど健全。(マイナスの場合は算定値なし)

³ 財政構造の弾力性を判断する指標。人件費・物件費・維持補修費・扶助費・補助費等・公債費・繰出金などの経常経費のうち、経常一般財源の占める割合。数値が高くなるほど財政運営が硬直化し、新規の行政需要などに対応できる余地が少ないこととなる。

より一層の慎重かつ中長期的視点に立った財政運営が重要となります。

総じて、村の財政状況が依存財源に頼らざるを得ない状況下において、村民が真に必要とする事業を選択・重点化し、子どもから高齢者まで将来にわたり安心して暮らし続けられるよう、福祉・教育・防災などの重点分野に必要な額を確保できるよう、ハード・ソフト事業のバランスに配慮した村政運営が一層求められています。

(3) 公共施設の整備状況

村では、主要な公共施設やインフラの多くが更新時期を迎えます。厳しい財政状況の下、今後見込まれる多額の更新費用に対応しつつ、公共施設等の適正管理を図るため、中川村公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設等について、状況把握、安全確保、財政負担の平準化といった観点から、本計画との整合性を図りながら維持・更新を進めます。

公共施設等の整備状況については、昭和45年(1970年)の過疎地域指定以降、半世紀以上にわたり、村道、水道、下水道などの社会基盤整備を積極的に進めてきました。表1-2(2)に示すとおり、令和6年度(2024年度)末時点で、村道舗装率70.4%、水道普及率99.8%、水洗化率92.8%と、住民生活に直結するインフラの整備は概ね進捗しています。また、農道や林道といった産業分野における施設整備状況についても、主要産業である農業の振興や、森林面積が村面積の76.3%を占める林業の振興に資するほか、地域生活道路・観光道路としても一定の延長を有しています。

一方、村が有する公共施設については、昭和33年(1958年)の開村以降、経済成長期を中心に多くの施設が整備されてきました。現在ではそのうちの119施設が運営されていますが、その多くは老朽化が進み、今後、修繕費の増加と財源不足が懸念されます。村では平成28年度(2016年度)に、これら経費の平準化と施設の運用等を示す中川村公共施設等総合管理計画を策定、さらに令和2年度(2020年度)には、個別施設ごとの具体的対応方針を定めた公共施設個別施設計画を策定しました。今後、財政基盤がぜい弱な過疎地域である村の自立促進のために、これらの計画に基づき既存施設の有効利用を一層推進しつつ、行政サービスの低下を招かないよう細心の注意をしながら、施設数の最適化と機能充実を両立する「縮充」の考え方に取り組む時期にきています。

表1-2(1) 村の財政状況(5年ごとの推移)

(単位:千円)

区 分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度	
歳入総額 A	3,506,869	3,994,499	3,546,549	4,619,211	5,122,913	
一般財源	2,304,213	2,397,806	2,463,153	2,631,465	2,895,609	
うち 普通交付税	1,607,288	1,663,275	1,736,757	1,826,427	2,091,921	
国庫支出金	125,653	539,996	266,059	917,396	290,397	
都道府県支出金	279,744	431,082	219,279	255,387	248,813	
地方債	464,100	316,650	229,300	378,200	608,600	
うち 過疎債	166,500	281,150	133,700	188,200	487,900	
その他	333,159	308,965	368,758	436,763	1,079,494	
歳出総額 B	3,344,376	3,749,458	3,183,514	4,308,804	4,843,024	
義務的経費 (人件費・扶助費・公債費)	1,504,642	1,344,503	1,355,200	1,445,048	1,659,627	
投資的経費 (建設事業・災害復旧)	713,620	977,486	507,790	773,222	875,281	
うち過疎事業費(ハード)	194,616	251,008	134,843	239,849	440,700	
うち過疎事業費(ソフト)	-	44,700	67,158	29,464	47,200	
その他	1,126,114	1,427,469	1,320,524	2,090,534	2,308,116	
歳入歳出差引額 C(A-B)	162,493	245,041	363,035	310,407	279,889	
翌年度繰越財源 D	7,293	10,572	18,525	60,321	41,017	
実質収支 C-D	155,200	234,469	344,510	250,086	238,872	
経常収支比率 (%)	78.5%	81.2%	78.6%	75.2%	82.3%	
財政力指数	0.233	0.228	0.210	0.227	0.208	
公債費負担比率 (%)	26.4%	17.6%	18.8%	12.1%	11.7%	
健全化 判断比率	実質公債費比率 (%)	17.7%	12.3%	3.3%	1.5%	-0.1%
	将来負担比率 (%)		11.3%	-	-	-
	実質赤字比率 (%)		-	-	-	-
	連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-
普通交付税	1,607,288	1,663,275	1,736,757	1,826,427	2,091,921	
地方債現在高(一般会計)	4,530,122	3,543,766	3,057,198	2,928,005	3,022,402	
地方債現在高(上下水道会計)	4,463,816	3,417,572	2,398,410	1,537,548	1,208,892	
基金現在高(財調・減債・特定目的)	891,840	1,156,028	1,653,554	2,281,707	3,630,656	

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況(10年ごとの推移)

区分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末	令和6 年度末	
村道	村道改良率 (%)	0.7	12.7	20.4	29.4	37.4	39.7	40.1
	村道舗装率 (%)	11.1	49.7	51.2	63.3	68.9	69.9	70.4
耕地1ha当たり農道延長 (m)	31.1	53.5	55.2	58.4	58.4	55.1	55.1	
林野1ha当たり林道延長 (m)	5.5	6.3	11.1	10.8	10.8	12.0	12.0	
水道普及率 (%)	33.8	94.6	96.8	98.4	98.2	99.7	99.8	
水洗化率 (%)	-	1.8	10.5	47.7	86.6	92.8	92.8	

4 地域の持続的発展の基本方針

村における過疎対策は、昭和45年(1970年)に制定された過疎地域対策緊急措置法以降、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法及び令和3年(2021年)に制定された過疎地域持続的発展特別措置法に至るまで、計画に基づき積極的に展開されてきました。

これまでの過疎対策事業により、交通通信網や上下水道などの生活・産業基盤の整備は着実に進み、都市との格差や、時間的あるいは心理的な距離感は縮小されつつあります。しかし、一時横ばい傾向にあった村の人口は、少子・高齢化の急速な進行、若者の村外への流出などにより再び減少に転じ、特に山間地域では人口減少や担い手不足により、今後の集落活動の維持が懸念される状況にあります。少子・高齢化、人口減少の時代を迎える中、村として自立と持続的発展を図っていくためには、定住促進対策、農業と観光・商工業の連携による産業の振興や地域間交流の促進、交通基盤の整備による公共交通の活性化、住民福祉の向上や地域医療の確保、生活環境の整備など、継続的に施策を講じていく必要があります。

平成15年(2003年)～平成17年(2005年)には、市町村合併特例法による近隣市町村との合併論議も行われましたが、結果的には合併せず自立の村づくりを進めることとなりました。一方、物価高騰や政治・経済の先行きが不透明な中、村の財政は依然厳しい状況にあるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活スタイルや意識の変容、気候変動による自然災害の激甚化などにより住民の生活に大きな影響を与えています。今後さらに行政と地域住民が一体となって、協働の村づくりを進めていくことが必要です。

また、村内には美しい自然景観、農業や観光、伝統・文化などの資源や財産があります。今後は、こうした様々な地域資源を活かしながら、ハード・ソフト両面から、バランスのとれた施策を展開していくことも重要です。

このような現状を踏まえ、村では平成27年(2015年)10月には「中川村人口ビジョン(平成27年(2015年)～平成72年(2060年))」を策定。また、村づくりの基本計画となる「中川村第6次総合計画後期基本計画(令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度))」に合わせて、「まち・ひと・しごと創生中川村総合戦略」を「中川村デジタル田園都市国家構想総合戦略」に改定し総合計画と総合戦略を一体的に推進できるよう策定しました。

第6次総合計画の「村づくりの基本目標」(下記4項目)を今後5年間における過疎地域持続的発展の基本目標とし、“一人ひとりの元気が活きる美しい村”づくりをめざして取組を進めます。

【村づくりの基本目標】

○ 誰もが安心して元気に暮らせる村づくり

出生から老後まで安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。

子どもがのびのびと育つ子育て支援、若者が定住しやすい環境づくり、高齢者や障がい者が安心して暮らせ、学習や経験・技能が地域社会で活かされる場づくり、村民が安心して暮らせる村づくりを進めます。

○ 村全体が農村公園の美しい村づくり

村全体を農村公園ととらえ、農地と森・川を育み、中央・南アルプス、そして天竜川を望む雄大な景観の中で、村民が心豊かに快適に暮らし、訪れた人が癒やされる、美しい村づくりを進めます。

○ 村の魅力を活かした産業育成で若者が夢を持てる村づくり

村の魅力を活かした、農・商・工の連携による内発的・持続的発展により、若者が夢を持てる高い付加価値を実現し、農業を基盤に「日本で最も美しい村」連合ブランドを活かした元気な経営体が育つ村づくりを進めます。

○ 人々が絆を実感できる村づくり

自助・共助・公助の精神に立ち、絆を大切に、すべての村民の知恵や能力が地域社会で活かされ、人と人との温かい結びつきを実感できる村づくりを進めます。

5 地域の持続的発展のための基本目標

中川村第6次総合計画後期基本計画に基づき、令和12年の目標人口4,329人を確保するとともに、合計特殊出生率1.40を目標とします。

また、社会増減については、5年間の社会移動の均衡（転入者数－転出者数＝0）を図ることを目標とします。

6 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、毎年、外部有識者等が参画する委員会で進捗管理、成果検証を行います。

7 計画の期間

令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの5か年間

8 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の新設や更新、維持・管理等については「中川村公共施設等総合管理計画」に基づき、状況把握、安全確保、財政的負担平準化といった面から整合性を図りながら維持、更新します。

第2 移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点

(1) 移住・定住の促進

コロナ禍を経て、都市住民の地方暮らしへの関心が高まっています。

村は、少子高齢化に加え若年層の都市部への流出が顕著となっており、人口減少から地域コミュニティの維持機能が低下している地域もあります。また、移住・定住者の受け皿となる住宅や、就労先が不足していることも課題となっています。

(2) 二地域居住・地域間交流の促進

村では、北海道中川町と昭和56年(1981年)に友好姉妹町村提携、名古屋市天白区と平成10年(1998年)にふれあい協定を締結。平成20年(2008年)には、「日本で最も美しい村」連合に加盟し、様々な交流を通し地域の活性化を図っています。

また、三遠南信連携ビジョン会議（長野県南信地域、愛知県東三河地域及び静岡県遠州地域）に参画する三遠地域との新たな連携や、東京都世田谷区や奈良県大和郡山市との交流も生まれています。

また、コロナ禍を契機に、都市住民の地方への関心が高まっています。都市住民が希望する地方との関わり方として、具体的な移住を検討する者、現居住地のほか、副業（複業）・兼業、テレワーク等を活用しながら、地方に居住する「二地域居住」を検討する者、都市部にいながら地方の地域コミュニティとつながりを求める者など多様化してきています。

二地域居住やテレワーク等も含めた地域間交流や他地域の企業との連携を含め、「つながり人口（関係人口）」の創出から地域の活性化につなげることが重要となっています。

今後も地域の活性化につながる手がかりを得るため、他地域との交流を継続するとともに、ふるさと納税制度や観光物産展等を活用した村の魅力の発信を継続することが必要です。

(3) 地域社会の担い手となる人材の確保・育成

行政のみでは対応しきれない多様化する住民ニーズや、地域コミュニティの機能低下・少子高齢化に伴う社会状況の変化による新たな地域課題に対して、幅広い分野で活動するNPO法人やボランティア団体等の設立が進み、地域の担い手としての活動が期待されています。

しかし、NPO法人や任意団体（ボランティア団体、住民団体等）の多くは、人材不足や資金不足等、組織の基盤はぜい弱であり、継続した行政との連携や組織育成のための支援が必要で

2 その対策

(1) 移住・定住の促進

- ①移住イベント等を通じ、ターゲットやニーズに応じた中川村の魅力や強みを活かす情報や暮らしや住まいの情報を発信します。
- ②住まいを必要とする多様なニーズを把握し、必要に応じて村営・公営住宅、若者定住促進住宅の整備や分譲地の整備及び用地の確保について検討します。
- ③移住・定住を促進するためのお試し住宅の利用促進と維持管理に努めます。
- ④空き家や空き地（宅地）の利活用の促進に取り組みます。

- ⑤就労先の確保については、地域おこし協力隊制度の活用や特定地域づくり事業協同組合を支援します。
 - ⑥地域住民と移住者等の相互理解を促進し、居住環境整備を支援するとともに、寛容性の高い地域づくりを推進します。
- (2) 二地域居住・地域間交流の促進
- ①「日本で最も美しい村」連合加盟町村・地域やサポーター企業、北海道中川町との姉妹町村交流や名古屋市天白区とのふれあい協定などによる交流を継続します。
 - ②三遠南信地域や、産業・文化などを通じて交流が生まれた地域、民間レベルで交流を推進している組織及び団体等を支援します。
 - ③シェアハウスやゲストハウス等、地域交流の拠点となる新たな住まい方を研究し、多様なライフスタイルに対応した居住環境の整備を検討します。
 - ④他地域の住民との新たな交流を創出するため、ホームページや中川村観光協会による情報発信、ふるさと納税制度や観光物産展等を活用した村の魅力発信を推進します。
- (3) 地域社会の担い手となる人材の確保・育成
- ①地域に根ざしたNPO法人等（ボランティア団体・住民団体、社会福祉法人などを含む）の自主性に配慮しながら、地域課題の解決や活性化のために活動する新たな組織の立ち上げや組織強化のための人材育成、活動しやすい環境づくりなど、行政との連携を図りながら活動を支援します。
 - ②必要に応じて地域おこし協力隊や集落支援員制度を活用した支援を検討します。

3 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住の促進	若者定住促進住宅整備事業	中川村	
		分譲宅地整備事業	中川村土地開発公社	
		空き家等活用促進事業	中川村	
		お試し住宅整備事業	中川村	
		移住定住促進事業	中川村	
	二地域居住・地域間交流の促進	他地域との交流事業	中川村	
		「日本で最も美しい村」連合関係事業	中川村	
	地域社会の担い手となる人材の確保・育成	NPO法人活動支援事業	中川村	
		地域おこし協力隊、集落支援員制度の活用	中川村	

4 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の新設や更新、維持・管理等については「中川村公共施設等総合管理計画」に基づき、状況把握、安全確保、財政的負担平準化といった面から整合性を図りながら維持、更新を行います。

第3 産業・観光の振興

1 現況と問題点

(1) 農業

令和2年農林業センサスによると、村の販売農家393戸のうち、農業を専業または主業とする農家の割合は30%であり、経営規模1ha未満の小規模農家の割合は70%となっています。このように兼業・小規模な農家が多数を占める経営形態は、中山間地域の農業が抱える構造的課題であり、地域特性に応じた支援が重要となっています。

村の主要農産物は果樹・水稲・野菜で、これらが村の農産物販売額の大半を占めます。果樹はりんごや梨を中心に生産されていますが、高齢化や後継者不足、労働力確保の困難化により経営は厳しく、樹園地の減少が進んでいる一方で、担い手への園地集約や新規就農者への園地継承も、徐々にではありますが進展しています。さらに、法人や営農組織などでは、いちご、ぶどう、さくらんぼの直売や観光農園、ワイン醸造の展開によって経営強化を図る動きも見られます。近年は地球温暖化の影響により高温・降雹・凍霜害などの気象リスクが増大しており、防霜・防雹対策、かん水施設整備、早生・晩生品種の組み合わせなど、リスク分散の取組が広がっています。

水稲については、基盤整備が完了した地区での農地集積などにより、経営を拡大する農家・農業法人が育ってきました。しかし、消費者ニーズの変化、米価の不安定、資材・燃料価格の高止まりにより収益性は厳しく、長期的にはそば・大豆・飼料作物など補助制度のある作物への転換が進んでいます。

野菜は、露地栽培を中心に作付農家数・面積の縮小傾向が続く一方、施設野菜では法人を中心に比較的大規模な経営が展開され、有機栽培による高付加価値化を進め、直販や契約出荷を通じて価格変動リスクの低減に取り組む経営体も現れています。

農業全般の課題として、米を中心とした農産物価格の不安定化、資材・エネルギー価格の高止まり、農業者の高齢化、後継者・担い手不足、全国的な労働力不足、有害鳥獣による被害の増加、これらに起因する遊休・荒廃農地の拡大が挙げられ、総合的な対策が急務です。とりわけ気候変動の影響は村内でも顕在化しており、高温によるりんごの着色不良・日焼け、晩霜、局地的豪雨の頻発化など、主要作物への影響が拡大しています。長野県などでは、耐暑性・耐病性品種への更新、栽培法の見直し、適応作物への転換、被覆・防霜・かん水などの適応技術の導入を研究しており、村においても気候変動適応法に基づく次世代に向けた対策を計画的に進める必要があります。近年は、地球温暖化対策の観点からも、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用といった取組が求められています。

生産基盤の整備については、農村災害対策整備事業などの県営事業や多面的機能支払交付金により、老朽化したため池や用排水路等農業施設の改修・整備が進められてきました。また、「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、令和2年度から令和4年度にかけて、農業水利施設等の運用管理の観点から、水路網図をはじめ台帳を整備しました。しかし、結果をみると老朽化した用排水路、耐震性の再評価が必要なため池、頻発・激甚化する豪雨に対応した排水能力の強化など、今後点検・更新が必要な施設は依然として多く、引き続き計画的な対応が求められています。

過去に実施したほ場整備箇所において、近年排水機能の低下に伴う水はけ不良や、大型農業機械の導入を踏まえると一区画あたりの面積が小さく作業効率・生産性が低い等の課題が

顕著化しています。これらの不具合を解消し、省力化・低コスト化と収益性の向上を図るため、ほ場の排水対策、区画の形状の適正化等の機能強化を検討する必要があります。

小和田地区では、地区要望に基づき、令和6年(2024年)4月よりリニア中央新幹線の工事発生土を活用した盛土による基盤整備事業と将来の農業を見据えたほ場整備事業を実施しています。国の堤防整備事業と連携し、水害に強い安全で安心な地域をつくとともに、営農組織の再編や担い手の確保、水田の集約化・大型化、スマート農業の導入などによる持続可能な営農体制づくりを進めるため、事業完了予定の令和15年度(2034年度)まで分野横断的な取組が求められます。

(2) 林業

本村の森林面積は、5,883haで総面積の76.3%を占めており、私有林が73.6%で最も多く、次いで国有林が15.6%、村有林が10.8%となっています。また、民有林4,967haの内、アカマツ、ヒノキを中心とした人工林は46.1%で、その内、9齢級から13齢級(40年生~65年生)までが全体の61.7%を占めています。

林業の経営環境が厳しい中で施業も困難になってきていますが、森林の健全な育成は、単に木材生産にとどまらず、国土保全や水源かん養など公益的機能の維持・増進を図る重要な要素です。森林の多面的な機能や貴重な資源の保全とともに、これらの資源を活用した活性化施策を検討する必要があります。

長野県では平成20年度(2008年度)から長野県森林づくり県民税を導入して、手入れの遅れた里山などでの間伐を集中的に行うとともに、地域材の活用や森林づくりに関する普及啓発活動などを進めています。村内でも既存の補助事業に加えて森林税を活用して施業箇所の団地化や間伐、県産材利用促進事業を実施しています。

令和元年度(2019年度)から交付されている森林環境譲与税を活用し、順次民有林の経営意向調査を進めていますが、意向の半数以上が「市町村を通して森林の経営管理を任せたい」とされており、具体的な対応方法が課題となっています。

松くい虫防除対策は、被害地域の北上により平成16年度(2004年度)から対策を見直し、道路沿いの被害木を中心に伐倒処理を行っています。また、令和6年度(2024年度)から全国でナラ枯れ被害が急増し、村内でも被害が拡大しています。倒木被害が発生する可能性のある道路沿いや公園等の被害木を中心に対応する必要があります。

(3) 商業

コロナ禍を経た生活様式の変化によって、インターネット通信販売市場の拡大が急激に進み、近隣での郊外型大型店の整備なども相まって、住民の消費行動は多様化し、購買エリアも拡大しています。消費行動が多様化する中、地域特性や消費者ニーズを考慮した業態への転換やキャッシュレス社会の実現に向けた環境整備が急務となっています。

村内における商業の振興を図るため、空き店舗等の活用促進や創業・起業における店舗等の整備、既存事業者が事業を維持するための改装や設備更新等を支援する補助を行っています。不安定さを増している近年の経済動向を確実に捉え、消費者と事業者が必要とする支援ができるよう、常に制度のアップデートが必要です。

高齢化社会において生活便利施設(社会インフラ)の確保・維持が必要となります。地域の生活を支える社会基盤の中心的な役割を担っている中川ショッピングセンターを中心に、

周辺施設や域内事業者の事業継続のための支援が必要です。

(4) 工業

村における工業は、中小零細企業が大多数を占め、景気の影響を受けやすい状況であり、経営環境は依然として厳しい状況が続いています。近年では製造業出荷額が増加傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大や半導体不足、物価資材高騰の影響を大きく受け、厳しい経営状況からの回復を図っています。

既存企業の支援については、設備・運転、後継者育成に要する必要資金の供給のため、中川村商工業振興資金を拡充して運用してきました。近年では小規模事業者向けの資金の新設、不況対策資金の整備などを行い、支援を継続しています。今後も地元企業へのきめ細かな支援をすることが必要です。

企業誘致については、農業振興地域との調整や工業用水の確保などから大規模な工業団地の設定が困難な状況にありますが、村の立地条件に合ったIT企業などの誘致を進めていく必要があります。

(5) 観光・レクリエーション

①観光

村には、南・中央アルプスと伊那谷を見渡せる眺望が楽しめる陣馬形山を始め、キャンプ場、村内各所の桜、小渋ダム周辺や地域住民が管理するイチョウ並木の紅葉など、美しい村の豊かな自然を活かした自然観光資源があります。また、観光農園や農産物直売所等の農業観光資源、美術館、ハチ博物館、歴史民俗資料館、坂戸橋などの文化財、小渋ダムなど多様な魅力ある資源がありますが、観光消費による地域経済活性化への影響は限定的となっています。

魅力ある観光資源を結びつけ地域経済の活性化につなげる取組が重要となる中、中川村では令和3年(2021年)4月に中川村農業観光交流センターを設置し、地域の農業と観光業、商工業を生かした観光地域づくりの取組を進めています。

観光施設の整備は計画的に改修を進めていますが、経年とともに劣化が激しい部分も見受けられます。コロナ禍を経て、物価高騰や人手不足など、刻々と変化する旅行のスタイルへの対応を見据えた施設整備及び運営方法についても改善や見直しが必要です。インバウンド受入体制の整備やSNS等、デジタル技術の活用などを含め、持続可能な観光地づくりを進めていく必要があります。

②公園

村内には9か所の都市公園があり、地域住民や訪れる人たちの憩いの場となっています。

大草城址公園は、桜の名所として村内外から多くの人々が訪れるようになり、天の中川河川公園は、チャオ周辺の活性化に寄与しています。坂戸公園は、坂戸橋が令和2年(2020年)12月に国の重要文化財に指定され、今後、その保全と活用、また周辺の環境整備が必要です。今後は、村民の要望を把握し地域に身近な公園・緑地の整備を進めるとともに、各公園の活用方針を明確にし、地域の活性化につながる取組が必要です。

また、村内には都市公園をはじめ多くの観光拠点や景観ポイント、史跡などがあります。「村全体が農村公園」と捉え、景観を楽しむビューポイントの設定や、農村の風情や花・森にふれるコースづくりなど、公園・緑地のネットワークづくりが必要となっています。

さらに、「中川村都市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な整備や施設の更新を行う必要があります。

2 その対策

(1) 農業

- ①多様な担い手の確保・育成を進めるとともに、中心的な担い手となる認定農業者・法人・集落営農組織の育成・支援を強化し、地域計画に基づく担い手への農地集約を通じて、農地の有効活用を推進します。
- ②多様な人材の就農を促進し、園地継承を含む遊休農地対策と荒廃農地の再生を支援します。
- ③中山間地の持続可能な営農を支援するため、中山間地域等直接支払制度を活用します。
- ④環境負荷の低減に資する農業を推進するため、環境保全型農業直接支払制度を活用します。
- ⑤国の新規就農者育成総合対策事業等を活用し、新たな担い手の育成を進めます。
- ⑥農地生産基盤整備については、長期・安定的に生産できる農地・施設の整備を進めます。
- ⑦農業用ため池については、機能維持や耐震等安全面での再調査、対策工事を支援します。
- ⑧農村の多面的機能の発揮に向けて、多面的機能支払制度を活用し、農道・水路等の農業用施設を適切に維持・管理します。
- ⑨環境負荷の低減に取り組みつつ、農作業の省力化と高品質な農産物の生産・販売力を強化に向け、スマート農業機械等の導入を支援するとともに、主要農産物の産地化と高付加価値化を進めます。
- ⑩担い手を含む多様な農業者に役立つ農業情報の発信力を強化します。
- ⑪野生鳥獣による農作物被害の軽減に向け、生息環境管理と侵入防止対策を強化します。
- ⑫地球温暖化に伴う気候変動対策を進め、主要農産物の生産振興を図ります。
- ⑬農作業体験や農業者との交流による顔の見える関係を構築するため、農業体験の機会の創出や農家民宿の開設支援などに取り組みます。
- ⑭中川村産農産物の品質確保のための施設整備を検討します。
- ⑮規格外農産物の活用を支援するため、農産物加工施設の適正な維持管理に努めます。
- ⑯農村災害対策整備事業については、令和元年度をもって、南向、片桐地区の計画区域の事業完了がされたことから、全村における農業基盤の一層の適正管理に努めます。
- ⑰リニア中央新幹線工事発生土の活用により、水田の集約化と省力化技術の導入を一体的に進め、基盤整備（ほ場整備）事業を推進します。

(2) 林業

- ①森林の有する諸機能を総合的に発揮させるため、県の策定する地域森林計画を基に令和5年度に策定した「中川村森林整備計画」に沿い計画的な施策展開、健全な森林育成を推進します。
- ②各事業主体が計画的に森林整備を進めるための森林経営計画に基づき、村内にある民有林の整備を自主的に実施できるよう支援します。
- ③経営管理を村へ委託したい意向の民有林については、森林環境税を活用し、経営に適した山林や放置することで山地災害につながる可能性の高い山林等を優先的に整備します。

- ④森林を重視すべき機能に応じて、水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を図る「水土保全林」と、環境保全機能の維持増進を図る「森林と人との共生林」の二つに区分し、森林の整備と保全を進めます。
- ⑤松くい虫対策については、被害が集中している地域の樹種転換への啓蒙を図り、枯損木の倒木による交通等への支障とならないよう対処します。
- ⑥地域材の利用促進のための普及啓発や公共施設等への木材利用を進めるとともに、間伐材の有効利用を図ります。
- ⑦地域材の需要拡大とあわせて循環型社会の構築に向けた取組として、薪ストーブや薪ボイラーなどの導入による木質バイオマスエネルギーの普及を推進します。
- ⑧四徳森林体験館、オートキャンプ場や陣馬形山周辺の森林整備を行い、森林資源の観光的活用を図ります。
- ⑨林業者の高齢化・後継者不足の状況の中で森林組合の担う役割は大きくなっており、引き続き構成市町村と連携を取りながら育成・強化を図ります。
- ⑩林業労働者の技能の向上や安全対策等を進め、雇用の安定と促進、また担い手の育成・確保を図ります。

(3) 商業

- ①商業機能は村の活性化において重要な要素であり、消費者ニーズに応えられるよう取扱品目、サービスの質の改善、キャッシュレス社会への対応や集客力のあるイベント等の開催、情報発信など、中川村商工会をはじめとした関係機関と連携をとりながら、活力ある商業の推進に努めます。
- ②県や村の制度資金の有効活用や経営者の意識改革を促す研修、情報収集・提供や販売促進など、中川村商工会の経営指導の取組を積極的に支援し、地域一体となった商業の活性化を図ります。
- ③空き店舗や空き施設等の活用を含め、創業者・既存事業者の維持・発展のための取組に対して支援します。
- ④地域の経済動向を常に把握し、物価・食料品・エネルギー価格高騰等に対する施策はスピード感を持って取り組みます。
- ⑤チャオ及びチャオ周辺の活性化に向けて、関係者等と連携し、居心地の良い商空間づくりを目指します。

(4) 工業

- ①事業継続に繋がる若年就業者の確保や人材育成、生産性向上のためのDX推進に取り組みます。
- ②中小企業の経営基盤の安定と事業継続を支援するため、中川村商工業振興資金貸付基金による低利な融資をあっせんします。
- ③中川村お試しシェアオフィスの利用促進や遊休施設などを活用したサテライトオフィス及びインキュベーション施設の開設など、働き方の多様化を支援します。
- ④商工会等の関係機関と連携して、意欲のある企業、創業者の育成や新たなビジネスモデルへの転換、後継者育成や事業継承を支援します。
- ⑤企業誘致については、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通を見据え、村の立地

条件に合ったIT企業などの誘致を推進し、必要となる用地確保について適正規模も含めて検討するとともに、税制をはじめ各種制度の周知や情報提供を行います。

(5) 観光・レクリエーション

①観光

ア 村の観光振興のための中長期的な構想・ビジョンを定め、計画的な観光施策の実施に取り組みます。

イ 交流型・滞在型の観光需要に対応するため、農業や観光施設間の連携を支援します。

ウ 村の豊かな自然を活用し、自然と人とのふれあい、農業体験などを組み込んだ観光形態を推進し、地域経済の活性化を図ります。

エ 村内の観光資源等に関する情報発信を強化するため、中川村農業観光交流センターや地場センター、チャオ周辺の活性化を図ります。

オ リニア中央新幹線や三遠南信自動車道等の大型公共交通網の整備を契機と捉え、南信地域の自治体や企業・団体並びに長野伊那谷観光局、㈱南信州観光公社との連携、広域的な観光推進を図るとともに、新たな観光メニューの開発に取り組みます。

カ 日本での貴重な体験を求めて訪れる訪日外国人向けの情報発信や村内観光事業者とともに受入体制の整備を推進します。

キ 老朽化した観光施設の高付加価値化や持続可能性の向上を図るため、必要に応じて修繕、改修を行います。

ク 村内のガイド役を担える人材の養成や、案内組織設立を目指すとともに、デジタル技術を活用した観光客向けの案内の充実について研究します。

②公園

ア 大草城址公園や天の中川河川公園など主要な都市公園は、村内外からより多くの人に利用してもらい地域の活性化につながるよう、計画的な環境整備を進めます。

イ 陣馬形の森公園を観光資源として有効に活用するため、自然景観を保全しながら必要な整備と情報発信を行います。

ウ 坂戸公園は、国の重要文化財に指定された坂戸橋の地域住民との共同による保全と活用、周辺環境整備を進めます。

エ 村民をはじめ村外からも訪れる人が気軽に憩うことのできる公園・緑地とするため、要望を把握し必要な整備を進めます。

オ 誰もが安心して利用できるように、公園施設の安全対策やユニバーサルデザイン化を進めます。

カ 「村全体が農村公園」として村を活性化するため、都市公園や村内の観光拠点、景観ポイントなどとのネットワーク化を図ります。

キ 安全で快適な公園を維持するため、指定管理者制度や村民協働活動による公園の維持管理を行います。

3 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業・観光の振興	農業 （農林漁業経営近代化施設）	農業施設（農産物加工施設等）管理事業	中川村	
		農業施設（農産物加工施設等）整備事業	中川村	
		団体営土地改良事業	中川村	
		土地改良施設インフラ長寿命化計画策定事業	中川村	
		農業用水路整備事業	中川村	
		防災重点ため池耐震調査、対策工事	中川村	
	林業 （農林漁業経営近代化施設）	森林造成事業（保育、間伐など）	中川村	
		水源林造成事業（保育、間伐など）	中川村	
		森林経営管理制度関連事業	中川村	
		竹林整備事業	中川村	
		森林造成事業に対する補助	中川村	
	商業	商業振興事業	中川村	
		省エネルギー設備等導入促進事業	中川村	
	工業	事業用施設新增設奨励金事業	中川村	
		中小企業人材育成等支援事業	中川村	
	観光・レクリエーション	陣馬形の森公園整備事業	中川村	
		天の中川河川公園整備事業	中川村	
		桑原キャンプ場整備事業	中川村	
		坂戸公園整備事業	中川村	
		大草城址公園整備事業	中川村	
		公園施設長寿命化計画更新事業	中川村	
		公園施設長寿命化修繕工事	中川村	
		小浜釣堀場整備事業	中川村	
		ふれあい観光施設（望岳荘）整備事業	中川村	
		森林体験施設整備事業	中川村	
		農業観光交流センター整備事業	中川村	
		地場センター整備事業	中川村	
		観光移住案内施設整備事業	中川村	
		その他	新規就農者育成事業	中川村
	農家民宿開設支援事業		中川村	
	地域農業再生事業		中川村	
	地域農業振興事業		中川村	
	農地再生支援事業		中川村	
	鳥獣害防止対策事業		中川村	
	多面的機能支払交付金事業		中川村	

		中山間地域支援事業	中川村	
		創業支援事業	中川村	
		商工業制度資金に対する利子補給事業	中川村	
		チャオ周辺整備事業	中川村	
		お試しシェアオフィス整備事業	中川村	
		木質バイオマス活用事業	中川村	
		地域おこし協力隊制度の活用	中川村	

4 産業振興促進事項

産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
中川村全域	製造業、旅館業、情報サービス業、 農林水産物等販売業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

※ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記、「2 その対策」、「3 事業計画」のとおり

5 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の新設や更新、維持・管理等については、「中川村公共施設等総合管理計画」に基づき、状況把握、安全確保、財政的負担平準化といった面から整合性を図りながら維持、更新を行います。

第4 地域における情報化（デジタル社会の推進）

1 現況と問題点

(1) 通信・情報化

平成16年度(2004年度)に整備が完了した地域情報システム（CATV）によって、基本的には受信環境は整備され、平成27年(2015年)には、行政チャンネルのハイビジョン化に移行しています。

インターネットの利用については、CATVによって一定の高速・大容量（広帯域＝ブロードバンド）化が実現しており、平成29年度(2018年度)には、世帯各戸までの光ファイバー網についても整備されています。

重要な通信設備として今後は同時期に更新された告知放送端末も含めて定期的な設備更新が必要であるとともに、映像や音声通信のみならずIoT技術を活用した様々なサービスの利用が予想されることから、次世代移動通信の利用などICTの活用について検討が必要です。

防災拠点施設における情報通信環境の利便性向上のため、平成28年度(2016年度)から各公共施設において公衆無線LAN環境を整備して施設の機能強化を行うとともに、平時における公衆無線LANサービスの提供を行っています。また、令和4年度(2022年度)には地区集会施設についても無線LAN環境を整備しており、今後は安定的な通信環境確保のために定期的な設備更新及び状況に応じた新增設が必要です。

情報通信環境が整備され、社会全体としてデジタル技術が普及する中、電子申請による行政手続、キャッシュレス決済による税・公共料金等の支払やコンビニエンスストア等での証明書交付など、行政サービスにおけるデジタル活用が進んでいます。今後は、行政サービスの利便性をさらに向上させるため、急速な発展を遂げるAIの利活用についても検討が必要です。

また、少子高齢化による労働力不足、社会保障費の増大など地域社会課題への対応にもデジタル技術の活用が見込まれます。村民がこれらデジタル技術を利用できる基盤を整備するとともに、一人ひとりがその技術を活用することによって生活がさらに豊かになるようDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進が必要です。

2 その対策

(1) 通信・情報化

- ①通信回線については、5G以降の次世代移動通信の普及を見据えた活用方法を模索するとともに、現有のCATV設備の維持を図るとともに、更新に関する検討を進めます。
- ②防災拠点施設における安定的な通信環境確保のため、公衆無線LANや地区集会施設の無線LAN環境の維持更新を図るとともに新增設に関する検討を進めます。
- ③行政情報の提供手段の多様化に伴い、特にホームページやメール配信サービス、SNSなどデジタル技術を活用した情報提供に努めます。
- ④住民生活の利便性の向上や負担軽減を図るため、行政サービスについてデジタル技術を活用し、「スマート窓口（書かない、迷わない・待たない、行かない窓口の組合せ）」など自治体DXの推進に努めます。
- ⑤CATVやインターネット等、情報通信技術の広範囲な活用を図り、地域・世代間の情

報格差を是正するとともに、地域活動や健康増進活動の取組を通じて住民一人ひとりの行動変容を促しながら地域内経済循環の強化を図るなど持続可能なむらづくりを目指した地域全体のDXを進めます。

3 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化（デジタル社会の推進）	通信・情報化	地域情報システム整備事業	中川村	
		放送設備の更新、伝送路整備の更新、告知放送端末機の更新	エコーシティ駒ヶ岳	
		公衆無線LAN設備の更新	中川村	
		地区集会施設無線LAN設備の更新	中川村	
		CATV自主番組製作	中川村	
		公式ホームページの運用	中川村	
		緊急情報等配信メールサービスの運用	中川村	
		LINE公式アカウントの運用	中川村	
		AIチャットボットの運用	中川村	
		電子回覧板サービスの運用	中川村	
		デジタル地域通貨の導入運用	中川村	
		デジタルヘルスケアの導入運用	中川村	
		自治体DXの推進	中川村	
地域社会DXの推進	中川村			

4 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の新設や更新、維持・管理等については「中川村公共施設等総合管理計画」に基づき、状況把握、安全確保、財政的負担平準化といった面から整合性を図りながら維持、更新を行います。

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点

(1) 道路

①国道・県道

村内には、一般国道1路線、主要地方道2路線、一般県道3路線があります。

国道153号は、災害時における緊急輸送道路や中央自動車道の代替機能を有する幹線道路ですが、坂戸付近など災害の危険性が高い箇所や歩道未整備箇所、交差点改良等が必要な箇所があり、安全性、信頼性など多くの課題を抱えています。また、リニア中央新幹線と三遠南信自動車道という大きなインフラ整備が進められている中、交通量の増加や安全で円滑な交通促進を図るため、国道153号伊那バレー・リニア北バイパスの整備について、期成同盟会を中心に早期事業化に向けて検討が進められています。

主要地方道伊那生田飯田線については、飯沼から北組までの間の改良事業が事業化され着手されていますが、今後早期完成に向けて県へ働きかけていく必要があります。また、主要地方道及び一般県道については、リニア中央新幹線工事に伴う発生土運搬のための道路改良事業が各所で進められており、(主)松川インター大鹿線工事は今後半の沢の盛土による道路付け替え工事が計画されています。県道北林飯島線は、三共地区の一部拡幅改良事業が完了し、発生土の運搬が開始されました。今後は未改良区間(三共・田島)の事業進捗が望まれます。

②村道

村道は、477路線(延長234.9km、改良率40.1%、舗装率70.4%)が路線認定されていますが、バス路線などの基幹道路であっても、改良が必要な箇所や歩道の整備が必要な箇所が多く残されており、今後、災害時緊急輸送路などの優先度を勘案しつつ、整備を計画的に進める必要があります。

村道の維持管理については、現在は地域の生活道路などを中心に地域住民の協力を得て行っていますが、将来的に地域の人口減少や高齢化等により作業体制維持が困難な地域の発生が懸念されています。

また、橋りょう・道路構造物や舗装等の道路施設の定期点検が法定化され、その結果に基づき長寿命化や修繕に関する計画を策定し、計画的な修繕工事等を行う必要があります。

(2) 農林道

①農道

農道は260路線、総延長49.8kmであり、昭和50年代から進めてきた土地改良事業により、徐々に整備されてきましたが、ほ場整備対象地区外の農道は整備が遅れている現状にあります。基幹農道は、県営農道整備事業(葛島地区)として平成7年度(1995年度)から着手された渡場から沖町までの間の農道整備が、平成21年度(2009年度)に全線開通しました。

②林道

林道は、20路線、総延長52.1kmであり、陣馬形線と黒牛折草峠線が基幹林道となっています。森林の多面的な利用推進を図るため、維持管理に努めるとともに、平成2年度(1990年度)から徐々に陣馬形線、黒牛折草峠線の舗装化を進めてきました。平成27年度(2015年度)に全線舗装化され、森林整備の進捗が図られることとなりました。引き続き、

法面改良や安全施設の設置などが必要です。

(3) 地域公共交通の活性化

公共交通は、通勤・通学、通院、買い物などの日常生活や活発な地域活動を支える重要な生活基盤であり、特に交通手段を持たない高齢者や障がい者、学生などにとっては重要な役割を果たしています。村では巡回バス、過疎地有償運送（NPOタクシー）、福祉有償運送により住民の足を確保する事業を実施していましたが、令和4年度(2022年度)にNPOタクシー事業が燃料費高騰や運転手不足などにより事業継続が困難な状況となりました。

日中の巡回バス利用者減少対策と合わせ、オンデマンド型公共交通「チョイソコなかがわ」を移動手段として同年10月から実証運行を行い、令和5年(2023年)4月から運行を開始しました。高齢者については自宅を停留所に設定することを可能とし、バス停までの移動問題の解消にも繋がりました。また、従来のNPOタクシーは前日までの電話予約が必要でしたが、乗車1時間前までの予約で乗車可能、合わせて電話予約のほかにインターネット予約も可能となり、利便性を更に向上させることができました。

巡回バスの利用者数は近年減少傾向が続いていましたが、子育て支援として高校に通学する生徒に対し年間定期券を無償進呈し、巡回バスの利用促進を図ったことにより利用者数はやや増加傾向となりました。

引き続き地域の実情や利用者のニーズにあった交通手段・運行体系の検討が必要です。

2 その対策

(1) 道路

①国道・県道

ア 緊急輸送路としての機能を確保するため、国道153号、主要地方道伊那生田飯田線、主要地方道松川インター大鹿線など広域的な主要幹線道路について、関係機関へ早期事業化、整備の促進を要望します。

イ その他の県道については、一般県道の北林飯島線及び西伊那線の狭隘区間の拡幅改良事業化に向け、県へ整備の促進を要望します。

ウ リニア中央新幹線建設工事の発生土運搬路となる国県道の交通安全対策等について、関係機関へ要望します。

②村道

ア 住民の生活基盤となる村内巡回バス路線や通勤・通学道路、集落間の連絡道路等の主要な村道について、災害時緊急輸送路など優先度の高い道路から計画的に改良を進めます。

イ 歩行者の安全を確保するため、通学路や幹線道路等で歩行者が多い箇所への歩道・グリーンベルト設置などを検討するとともに、既存歩道の段差解消など歩行者に優しい環境整備を進めます。

ウ 地域の生活道路にあつては、協働による維持管理活動を支援するとともに、補修工事などに際しては「ずく出し協働事業」の積極的な活用を促します。また、山間地域など地域で対応が困難な箇所の維持作業は、引き続き安全な交通環境が確保できるよう取り組みます。

エ 降雪、凍結時においても安全な通行ができるよう、地区や地元建設業者、関係機関

の協力を得て、必要な除融雪体制を確保します。

オ 橋りょう、道路構造物や舗装等の道路施設の定期点検を実施し、合わせて長寿命化や修繕に関する計画を策定し、計画的な修繕工事等を進めます。

(2) 農林道

①農道

ア 機械の大型化や集出荷時間短縮への対応とともに、山間農地保全の観点や地域生活道路としての側面も考慮し、団体営土地改良事業等の補助事業を活用しながら地元住民の要望箇所を優先的に農道改良・舗装を進めます。

イ 維持管理については、ずく出し協働事業や多面的機能支払交付金の活用を促進します。

②林道

ア 輸送効率の向上、通行の安全確保を図るため、老朽化や破損のおそれがある部分の改良や安全施設の設置等の整備を進めます。

イ 基幹林道である陣馬形線と黒牛折草峠線は部分改良を進め、森林の多面的な利用促進を図ります。

ウ 橋りょう、路面、法面や側溝など危険箇所の見られる林道については、部分改良、被災箇所を含む修繕や舗装化による安全確保に努めます。

(3) 地域公共交通の活性化

①地域公共交通の利便性向上を図るため、利用促進に努めるとともに関係機関との連携を図りながら適切な運行に努めます。

②住民の交通実態とニーズの把握、デマンド型タクシー「チョイソコなかがわ」利用者等には利便性向上のためのアンケート調査等を実施します。

③高齢者等が利用しやすい交通手段、交通体系の構築を目指します。

④効率的に運行が行えるよう、継続してICT・AIの活用を研究します。

3 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	村道 道路 橋りょう	道路整備事業（改良・舗装）	中川村	
		村道舗装修繕	中川村	
		村道のり面防災事業	中川村	
		道路維持管理事業	中川村	
		橋りょう整備事業	中川村	
	農道	農道整備事業（改良・舗装）	中川村	
	林道	林道改良事業	中川村	
		林道維持修繕事業（災害か所含む）	中川村	
		林道橋りょう整備事業（点検・改修）	中川村	
	その他	道路維持管理事業 ずく出し協働事業 多面的機能支払交付金事業 除雪機械購入	中川村	
	地域公共交通	地域公共交通車両購入 ICT、AIの活用	中川村	

4 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の新設や更新、維持・管理等については、「中川村公共施設等総合管理計画」に基づき、状況把握、安全確保、財政的負担平準化といった面から整合性を図りながら維持、更新を行います。

第6 生活環境の整備

1 現況と問題点

(1) 水道施設

上水道は、昭和52年(1977年)11月に村営簡易水道として給水を開始しました。平成13年度(2001年度)に変更認可を受け上水道に移行しましたが、給水人口の減少等から、令和3年度(2021年度)に再び簡易水道へ移行し、ほぼ全村を給水区域としています。令和6年度(2024年度)で給水人口は4,544人、配水量は一日平均1,651m³で普及率は99.82%となっています。

村営水道の基幹施設である沢入浄水場や配水池及び配水管の多くは、給水開始当初のもので、完成以来50年近くが経過し老朽化が進んでいます。老朽化の対策はもとより、大規模地震への備えや多発している漏水を減少させる対策が急務となっています。

安全で安定的な水供給に向け、水源確保や配水計画の見直しを行い、浄水場、配水池、管路等の更新、耐震化を計画的かつ効率的に進めていく必要があります。また、地形的条件により、多大な電気を使用しているため、地球温暖化防止対策にも考慮して施設計画を見直していく必要があります。

(2) 下水道等施設

平成5年度(1993年度)に着手して以来、農業集落排水処理事業は平成15年度(2003年度)、公共下水道事業は平成18年度(2006年度)に完了しています。令和6年度末で両事業の水洗化率は92.8%となっていますが、建設開始当初から32年が経過し、老朽化対策が今後必要となってきます。

下水道事業は維持管理主体となりましたが、処理施設や管路施設(MP場)は、多くの電気を消費しているため、維持管理費も大きくなっており、現状では、維持管理費を使用料でまかなう状況ではありません。更なる経費の削減に努めながら、料金体系の見直しや施設の統廃合を検討する必要が出てきています。

また、今後さらに増加する老朽化に伴う大規模修繕に備えて、長寿命化計画を策定する必要があります。

合併処理浄化槽設置事業は、集合処理が困難な地域で進めていますが、個人による取組のため、なかなか進まない現状にあります。

(3) 消防・防災・防犯

①防災・減災

防災対策については、近年、大雨による災害が毎年発生している状況で、村にあってもあらかじめ十分な防災対策を講じておく必要があります。また、併せて想定されるすべての災害に対して、完璧な対策を講じておくことは困難であるため、被害を最小限に抑える減災対策も重要となっています。それには、継続的なハード対策も強化する必要がありますが、加えて、住民の防災・減災に対する意識の醸成を図るなどソフト対策の充実も求められます。

災害対策基本法改正に伴い、災害時に支援が必要な高齢者や障がい者等の個別避難計画作成が市町村の努力義務となりました。関係機関と連携して実効性のある計画の策定と要支援者向けの避難施設整備を進める必要があります。

防災行政無線（同報系）は、平成21年度(2009年度)に整備し運用しています。

また、緊急時の通信手段として、平成27年度(2015年度)に移動系無線機を導入し、各集会施設、消防団、公用車に配備し、情報伝達手段の系統化を進めてきました。

現行の同報系防災行政無線は、整備後16年が経過し、システムの老朽化が進み部品供給にも支障が生じる恐れもあることから、有事における情報伝達の重要な設備であることに鑑み、次期システム等の検討を進める必要があります。また、移動系無線にあつては、集会施設（指定緊急避難場所）や消防団への配備を行っていますが、有事における緊急通信手段として重要であることから、確実な通信ができるよう機器の更新・増強を図る必要があります。

②消防・救急

常備消防については、中川村を含む上伊那地域では、平成27年(2015年)4月に上伊那広域消防本部が発足し、広域行政による消防・救急体制の整備が図られています。一方で非常備消防である消防団は、若年層の流出、少子高齢化、就業構造の変化や住民意識の多様化などにより、消防防災活動の要である消防団員は年々減少しており、団員確保が急務となっています。今後は、団員確保のため、団員の処遇改善、負担軽減、安全装備の充実などを図り、国・県と連携して入団しやすい環境・体制づくりが必要です。

③交通安全・防犯

村内における「交通死亡事故ゼロ」が1,300日を超えており、交通事故の発生件数、死傷者数ともに減少傾向にあります。これは村民の交通安全に対する意識が高いことや安全な道路整備が進められていることが挙げられます。しかしながら、事故全体に占める高齢者の割合が依然として高く、高齢運転者による重大事故が後を絶たないことを踏まえ、引き続き交通安全に対する取組を強化していく必要があります。

電話でお金詐欺やSNS等を通じた投資詐欺など、高齢者だけでなく若年層にも詐欺被害が広がっています。犯罪手口が巧妙化する中で、警察署と連携しながら防犯指導員会・防犯連合会を中心に青色防犯パトロールや地域安全運動などを通じ、村民に対し防犯対策の啓蒙活動を継続強化していく必要があります。

(4) 住環境

①宅地分譲

定住促進対策として、中川村土地開発公社では、これまでに中組団地7区画、南原団地107区画、八幡平団地37区画、中田島団地22区画、小平団地4区画を造成し分譲を行ってきました。

頻発する自然災害に対応するため、土砂災害警戒区域や浸水想定地域等にある住宅の移転を促進する必要があります。加えて、移住・定住希望者等の宅地ニーズに対応する必要があります。

②公営・村営住宅

村が設置・管理する住宅は令和6年度(2024年度)末で公営住宅57戸、村営住宅67戸がありますが、低廉な家賃、静かな環境などから入居希望が多く、空き室がない状況となっています。近年では平成23年度(2011年度)に集合住宅サンライズ中田島10戸、平成24年度(2012年度)に戸建て住宅ガーデンハウス中田島Ⅱ9戸、また、平成30年度(2018年度)に戸建て住宅ラ・メゾン中組10戸を整備しました。

一方、牧ヶ原公営住宅など建設から50年近く経過した住宅について「中川村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な改修に取り組んでいます。公営住宅、村営住宅とも建築から年数が経過し、修繕箇所も多くなっています。また、住宅の一部は生活様式に合わないものもあり大規模改修などを行わないと入居のニーズに合致しない状況もあります。

(5) 廃棄物処理

将来にわたって安定的に循環型社会を形成していくためには、廃棄物の発生を抑えることが重要であり、ごみの減量化には、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を行うことが必要です。

村のごみ排出量については、1人1日当たりの平均排出量は、全国的にも少ない自治体となっています。これは、多くの家庭で生ごみの自家処理や資源化の取組が行われている結果と考えられます。今後も適正な自家処理による減量化、資源化の取組を継続していく必要があります。

一般廃棄物の処理は、上伊那広域連合で集約しておこない、可燃物は上伊那クリーンセンター、不燃物はクリーンセンター八乙女において、環境負荷を考慮した処理をしています。小型家電などは村単独、一部の不燃物は伊南行政組合で処理しています。

中川村三共不燃物処分場は、平成10年度(1998年度)に埋め立て完了、平成18年度(2006年度)に最終覆土工事を完了し、管理及び監視を行っています。

近年多発する気象災害に備え、災害廃棄物の処理方法を検討していく必要があります。

(6) 自然環境

①河川・砂防

村の中心を流れる天竜川は、近年三共地区や小和田地区で堤防整備事業が実施されていますが、依然として堤防計画高が不足している箇所が多く残されており、今後重要水防箇所などを中心に、未整備箇所の整備を促していく必要があります。

県管理の一級河川をはじめ村内の多くの河川は、三六災害復旧工事で降改修が行われていない河川が多く、災害危険度が高い箇所などの対策が求められています。

村が管理する準用河川は、緊急性の高い箇所から順次整備を進めていますが、引き続き計画的な河川整備を行う必要があります。

砂防対策では、県によって緊急性の高い箇所から順次整備が進められています。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域などの指定が平成27年(2015年)9月に行われ、今後は土砂災害などの危険がある区域について、防災ハザードマップを活用した村民への周知や地区別防災マップ及び避難計画の策定等避難体制づくりの構築など、ハード面での対策と併せてソフト面での対策も必要となっています。

②環境保全

自然環境は、私たちの生存基盤であり、将来にわたって豊かな自然の恵みをうけることができるように保全していく必要があります。また、多様な生物が生息できる環境を作り守っていくことも必要です。近年では、特定外来植物（オオキンケイギク・アレチウリ・セイタカアワダチソウ等）が繁茂し、固有種の生態系に多くの影響を与えています。

廃棄物の不法投棄については、巡視・回収を行うとともに看板を設置していますが、意

識の欠如、モラルの低下により道路・河川への不法投棄がなくなるのが現状で、引き続き廃棄物の適正な処理について、意識啓発などと併せて、各種団体で行われている環境美化運動等への支援を継続していく必要があります。

主要地方道松川インター大鹿線の改良工事が進み、リニア中央新幹線建設工事の発生土が令和3年(2021年)10月より大鹿村から搬出されています。村内でも、工事用車両が多く通過することから、自然環境や住環境への影響が危惧されます。今後も関係機関と連携しながら状況を把握し、地域住民の生活や健康に影響が及ばないよう、事業者へ求めていく必要があります。

地球温暖化対策については、長野県がゼロカーボン戦略を策定し積極的に推進しています。村では「中川村地球温暖化対策実行計画」に基づき取組を進めています。

人口減少にともない急増している空き家や空き土地については、太陽光発電施設の設置など、景観や防災上での懸念もあるため監視をしていく必要があります。

(7) 景観形成

村の美しい自然景観を保全していくことは重要な施策の一つです。村内では、一部道路沿線や地域に身近な公園、公共施設周辺などについては、地域住民や関係者の協力により植栽や保全管理が行われています。

村は平成20年(2008年)10月に「日本で最も美しい村」連合へ加盟し、地域住民とともに“美しい村”づくりの取組を進めてきました。

また、村の美しい景観を村民共有の財産として守り、育て、生かして魅力ある村づくりを進めていくために「美しい村づくり条例」を平成26年(2014年)3月に制定されました。さらに良好な景観の育成のため、村民とともに取り組んでいく必要があります。

2 その対策

(1) 水道施設

- ①水道に期待される安全で安定的な水供給に向け、水道ビジョンに沿って、新たな水源確保と老朽化している施設の計画的な更新を進めます。
- ②地震災害等の発生時においても、安定的な給水を行うことが求められています。施設の安全性の向上のため、配水管の布設替・新設を計画的に進めます。
- ③地方公営企業として、経営の健全化・効率化を進め、経営基盤の強化を図るとともに、広域連携についても検討を進めます。
- ④地球温暖化対策としてエネルギー使用の見直しや自給について検討します。

(2) 下水道等施設

- ①公共下水道・農業集落排水事業とも、施設の適正な使用と、放流水の環境維持のため、適正な維持管理に努めます。
- ②下水道事業の健全化を図るため、つなぎ込みの促進を行ない、水洗化率の向上に努めます。また、処理施設及び管渠等の効率的な維持管理を行い経費の節減に努めながら、維持管理費の賄える事業をめざし、料金等の見直しの検討を行います。
- ③下水道処理区の統廃合や個別処理区への転換を含めた、中・長期的な村内汚水処理施設の健全かつ効率的な事業運営の見直しを行います。

- ④地方公営企業として、経営の健全化・効率化を進め、経営基盤の強化を図ります。
- ⑤地球温暖化対策としてエネルギー使用の見直しや自給について検討します。
- ⑥集合処理施設の老朽化対策については、当面の維持管理費だけではなく、長期的な環境負荷を低減させるための視点を加えた施設検討を進めます。
- ⑦合併処理浄化槽の設置を進め、村全体の水洗化率の向上を目指します。

(3) 消防・防災・防犯

①防災・減災

- ア 「中川村地域防災計画」について国の防災基本計画や長野県地域防災計画の改正等を踏まえ、近年激甚化する災害に対し、予防や応急・復旧・復興対策を効率的に推進するために随時更新し、関連施策、各種マニュアル等の整備を進め防災体制の充実を図ります。
- イ 指定緊急避難場所及び指定施設所について、過去の災害やスフィア基準を踏まえた内閣府の「自治体向けの避難所に関する取組指針」等を参考に環境整備・装備の充実を図ります。
- ウ 中川村防災ハザードマップの随時更新を図り、併せて地区防災マップの作成を進めます。
- エ 地区防災訓練等を通じて、自主防災組織の育成・強化を図ります。また、地域における防災リーダーとして期待される「防災士」等資格取得を推進し、人材育成を図るとともに、ハード・ソフトともに防災減災対策の充実を図ります。
- オ 災害時に要支援者の避難を支援するため個別避難計画の策定及び見直しを随時行います。
- カ 同報系防災行政無線の次期システム導入について、行政としての効率性、汎用性等も考慮し、更新を進めます。また、移動系無線については確実な通信を図るため、充実強化に努めます。

②消防・救急

- ア 消防・救急体制については、上伊那広域消防本部の整備計画に沿って体制強化を推進します。
- イ 消防団の活動拠点施設、装備、車両等の充実強化を図るとともに、団員が活動しやすい環境整備を進めます。また、消防団広報の充実にも努めるなど、団員確保に向けた取組を推進します。
- ウ 村内各地区の消防水利等の防火・消防施設の整備を図ります。

③交通安全・防犯

- ア 関係機関・団体と連携し、交通安全・防犯活動にあたります。
- イ 道路管理者や警察署など関係機関と連携し、安全な交通環境の整備に努めます。
- ウ 危険箇所の点検や防犯灯・防犯カメラ等の整備を進め、地域の環境整備に努めます。

(4) 住環境

①宅地分譲

- ア 地域の担い手を確保するとともに、多様化する移住・定住希望者のニーズに対応し、小規模分散型の宅地の整備を検討します。

イ 土砂災害警戒区域や浸水想定区域などにある住宅の移転を促進するため、住宅団地の造成・分譲を検討します。

②公営・村営住宅

ア 長寿命化計画に基づき、個別の施設毎の修繕費用などを把握し、順次計画的に改修等を行い、施設の長寿命化を図ります。

イ 若者の定住や移住者のほか、高齢者等への配慮など将来的な住宅需要を勘案して、公営・村営住宅のあり方を検討し、住環境の整備を進めます。

ウ 土砂災害警戒区域や浸水想定区域などにある住宅の移転を促進するため、住宅団地の造成・分譲を検討します。

(5) 廃棄物処理

①ごみ処理の適正化及び減量化、再資源化、再使用推進のため啓発活動や環境教育の取組を進めます。

②生ごみ処理機等補助制度の普及により生ごみ等の自家処理を推進し、可燃ごみの減量化を図ります。

③家庭からの生ゴミや村内で発生する有機性廃棄物について、ごみ処理ではなくバイオマス資源としての活用方法を研究します。

④リサイクルをより進めるため、ごみの分別について啓発活動を行うとともに雑紙回収などを促進します。

⑤村民の居住環境を維持するため、村内の廃棄物処分場の監視を継続して実施します。

⑥災害廃棄物の処理方法は、通常時のごみに加え災害がれきや避難所からのごみなどが加わるので、処理計画の作成に取り組みます。

(6) 自然環境

①河川・砂防

ア 天竜川周辺の村民が安心して暮らせるよう、国に河川改修の促進を要望します。

イ 県管理河川については、危険箇所を把握するとともに、改修が必要な箇所については県に要望をします。

ウ 村管理河川の現状を把握し、緊急性の高い箇所から改修や浚渫、河畔林整備などを進めます。

エ 土砂災害から村民の生命・財産を守るため、砂防事業、治山、治水事業の推進を関係機関に要望します。

②環境保全

ア 「第4次中川村環境基本計画」（令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)）に沿って、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めます。

イ 自然環境の監視活動を進めていきます。また外来生物については、地域活動と連携しながら駆除活動を推進します。

ウ 不法投棄の監視、回収活動を継続して行うとともに、廃棄物の適正な処理についての啓発を行います。

エ 廃棄物処分場の監視、地下水調査を継続します。

オ 河川の水質を守るため水質検査を継続して行い、水質汚濁の防止を図るとともに、

下水道へのつなぎ込み、浄化槽の設置を推進していきます。

カ 安全で潤いのある生活を維持・形成していくため、河川や水辺の環境整備と保全を推進します。

キ リニア中央新幹線の工事発生土運搬については、生活環境への影響を把握するため、県の環境測定機器による定期的な観測調査を行うとともに、事業者による日常的な環境測定を実施させ、影響が予測される場合には確認書に基づき適切な対応を求めます。

ク 自然破壊となる開発行為等については、早期に情報収集を行い、適切な指導を行えるよう情報の共有を図ります。

ケ 地球温暖化を防止するため省エネ製品や省エネ住宅、低燃費型自動車等の普及による省エネルギー、二酸化炭素排出削減の啓発活動を行います。

コ 太陽光発電施設については、太陽光発電施設の設置等に関する条例に基づき、周辺地域の自然環境の保全や災害の発生防止のため指導を行います。

サ 中川村空き家等対策計画に基づき空き家等の適正な管理を促すとともに、適正な管理がされていない特定空き家については、法に基づき適切な処置を求めます。

(7) 景観形成

- ①美しい景観の保全・形成を村民とともに進めるため、景観に対する啓発と意識高揚を図るとともに、景観形成住民協定やアダプト制度などの締結を推進し、地域における景観づくりを支援します。
- ②村が設置する施設案内看板については、景観に配慮した看板の設置を行います。また、不要な公共看板の撤去を進めます。
- ③「日本で最も美しい村」連合加盟町村と交流を図りながら、村の恵まれた自然環境や資源を活かした“美しい村”づくりの取組を村民とともに進めます。
- ④「美しい村づくり条例」に基づき、景観形成の施策を総合的に推進し、村民が一体となって美しい景観を守り、育て生かしていく取組を進めます。
- ⑤特定空き家については、空き家等対策協議会において対応について検討を進めます。

3 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
5 生活環境の整備	水道施設	配水管布設替及び新設 水道施設整備 再生可能エネルギーの購入	中川村		
	下水道等施設	下水道処理施設 公共下水道 農業集落排水事業 維持管理 施設更新 施設統廃合、個別処理転換 再生可能エネルギーの購入 合併処理浄化槽設置(更新)・修繕補助	中川村		
	消防・防災・防犯	防災拠点施設の整備		中川村	
		避難所施設整備		中川村	
		防災備蓄物品整備		中川村	
		地域防災計画・防災ハザードマップの更新 地区防災マップの整備		中川村	
		同報系防災行政無線の整備更新 移動系無線の増強更新		中川村	
		耐震性防火水槽整備		中川村	
		消防団車両更新 消防団装備の強化更新		中川村	
		消防団詰所の新增改築・LED化事業		中川村	
	住環境	村営住宅等整備事業		中川村	
		住宅用分譲地整備事業		中川村土地 開発公社	
	廃棄物処理	生ごみ堆肥化等処理機器設置補助事業		中川村	
		一般廃棄物処理収集運搬		中川村	
	自然環境	河川改修		中川村	
		浚渫、河畔林整備		中川村	
		環境衛生保全事業 不法投棄巡回・回収、水質保全、大気 環境等		中川村	
	景観形成	「日本で最も美しい村」連合関係事業	中川村		

4 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の新設や更新、維持・管理等については、「中川村公共施設等総合管理計画」に基づき、状況把握、安全確保、財政的負担平準化といった面から整合性を図りながら維持、更新を行います。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進

1 現況と問題点

(1) 子育て環境の確保

村の子育て支援の現状と課題は、保護者の就労形態の変化に伴う保育ニーズの多様化に対応するため、様々な事業に取り組んでいます。一方で、その需要の高さからいくつかの課題も浮き彫りになっています。

保育所の現状については、未満児（0～2歳）保育の需要が増加傾向です。公立保育所2園で未満児保育を提供していますが、定員（計58名）を超える入所希望が続いており、希望の園に入れない状況が発生しています。保護者のフルタイム就労の増加により、未満児保育と平日の長時間保育のニーズは今後も高まる見込みです。

発達支援の現状については、発達に課題を持つ乳幼児への支援を行っていますが、未満児の入所が増えたことで、支援が必要な子どもたちが保護者の就労を理由に「遊びの広場」へ参加しにくくなっているということが生じています。

経済的支援の充実については、3歳以上児の保育料・副食費の無償化に加え、令和7年度(2025年度)からは県の事業として18歳以下の子どもが3人以上いる世帯への保育料支援（第2子半額、第3子無料）も始まり、子育て世帯の経済的負担軽減が進められています。

保育所施設の環境改善は、近年の酷暑に対応が急務となっており、令和7年度(2025年度)から2か年にて、両保育所の遊戯室へエアコン設置について計画しています。

保育所名	建築年	定員	入所児数	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児
みなかた	昭和62年	75人	41人	12人	10人	9人	9人	1人
片桐	昭和53年	115人	83人	25人	19人	13人	16人	10人
合計		190人	124人	37人	29人	22人	25人	11人

(令和7年(2025年)4月1日現在)

「育児の援助を受けたい人」と「行いたい人」を繋ぐファミリーサポートセンター事業を平成30年度(2018年度)から実施し、毎年協力会員の養成に努めています。公的保育だけではカバーしきれない、きめ細やかなニーズへの対応が期待されています。

放課後留守家庭の児童の保護と健全育成を図るための放課後児童クラブについてはニーズの拡大が顕著であり、通常利用者が70人近くへのぼり、夏休みなどの長期休業中は需要が非常に高い状況となっています。令和7年(2025年)夏には試行として葛島区民会館での開所を実施しました。従来から要望がある東小学校区への新設について保護者からの声を聞きながら継続して検討していく必要があります。

乳幼児の親子を対象とした子育て支援施設、つどいの広場「バンビーニ」は、商業施設内で土日祝日も開所しており、村内外から多くの方が利用しています。特に村外からの登録者が増加傾向であり、約7割(69%)を占めています。登録料の廃止や近隣市町村の施設が土日に休館していることが、村外利用者の増加に繋がっています。

(2) 高齢者福祉

村の65歳以上の高齢者人口は令和2年(2020年)をピークに減少していますが、高齢化率は令和2年(2020年)が36.1%であったのに対し、令和7年(2025年)には37%を超え、1%の上昇となっています。更に令和22年(2040年)には40%に達すると予測されており、特に85歳以上の人口が今後もしばらくは増え続ける傾向にあります。

一方、老化や何らかの疾患が原因で要介護認定を受ける事になった方は令和7年度(2025年度)末で286人、65歳以上の要介護認定者のうち約94%が75歳以上となっています。令和4年度版厚生労働白書によると、85歳以上の方が要介護認定を受ける割合は57.8%となっており、村の平成30年(2018年)から令和4年(2022年)の新規要介護認定者の平均年齢が84.4%であった事を踏まえると、令和6年度末(2024年度)16.1%だった要介護認定率は今後も上昇し続ける事が予測されます。

要介護認定を受ける原因疾患としては認知症が最も多くなっており、加えて独居高齢者や高齢者のみの世帯の増加から、「介護保険事業の持続」と「生活の支援の強化」が大きな課題となっています。人が生活する上で必要な行為は、介護のみでは補えないため、多機関との協働が必須と言えます。

(3) 障がい者福祉

村内の障がい者の人数は次のとおりです。

手帳所持者人数 令和7年(2025年)4月1日現在

身体障がい者 身体障害者手帳 183人

知的障がい者 療育手帳交付者 41人

精神障がい者 精神保健福祉手帳 47人

それぞれの障がいの状況や生活環境は多様であり、障害の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(児童は児童福祉法(昭和22年法律164号))に基づく施策のほか、村独自の施策も併せて、必要に応じて福祉サービスを決定して利用しています。

身体障害者手帳所持者は減少傾向にありますが、精神障がい者通院(自立支援医療)の人数は増加傾向となっています。障がい者の高齢化、障がいの重度化・重複化が進むとともに、介護者である家族の高齢化により「親亡き後」の生活への不安も顕在化しています。多様化、複雑化する障がい者ニーズに対応しながら、障がいのある人もない人も地域社会の一員として、自立し、役割を持って生活していくために、障がいのあることによる物理的・精神的な障壁をなくし、生活条件の整備と自立支援の対策が必要となっています。

障がい者の自立を支えるために、介護給付事業、訓練等給付事業、自立支援医療を自立支援給付事業として実施しています。また、障がい者の生活や福祉サービス受給に関しての相談、日常生活用具の給付事業などを地域生活支援事業として行っています。制度の内容を知らない方もあり、内容を広く知ってもらい、利用の促進を図る必要があります。障がいの早期発見と、障がいを正しく捉えるために地域包括支援センター、子ども家庭センター、保健センター等関係機関との連携に努めています。

村は、障がい者(児)の生活の質的向上を目指して総合的・計画的な施策を推進するため、「中川村障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」(令和6年度(2024)年度～令和11年度(2029年度))に基づき施策を実施しています。

国は、障がい者の自立を目指し、施設・医療機関から地域生活への移行を促進しています。村では令和3年度(2021年度)からは「中川村地域活動支援センター」の運営が始まり、日中の居場所として利用されています。しかし、生活介護、就労継続支援など日中活動出来る施設は不足しており、今後も事業所の確保が必要です。障がい者の就労の場も限られ厳しい現状にあります。企業の協力により就労の場の発掘と確保に努めるとともに、障がい者(児)の学校卒業後の就労場所の確保を図る必要があります。

公共施設、道路、公園などは障がい者(児)の利用しやすいように配慮されるようになってきていますが、既設の公共施設などのバリアフリー・ユニバーサルデザイン化については、障がい者の意見を反映し、障がい者も健常者もともに生活できる生活環境の改善に努める必要があります。

(4) 保健予防

村では、健診・医療・介護に関する情報を活用して、健康課題を分析し、効果的かつ効率的な事業の実施を図るための実施計画を策定しています。

脳血管疾患、心疾患、腎臓病は、介護や透析などの健康障害につながる上、高額な医療費が必要になります。総医療費に占める3疾患の割合は、令和元年度(2019年度)6.9%、令和2年度(2020年度)9.2%、令和3年度(2021年度)6.0%、令和4年度(2022年度)7.5%、令和5年度(2023年度)5.5%と単年度では変動があるものの大きく増加していません。これらの疾患の基礎になる高血圧症、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病の発症・重症化予防対策に重点を置いて取り組んでいます。

特定健診受診者の重症化予防対象者を見ると、高血圧症は該当者が減少傾向にありますが、30%前後の未治療者がいます。脂質異常症は県より該当者が少ないものの、未治療率が約80%と高い状況が続いています。糖尿病は未治療率が低く、治療にはつながっていますが該当者が増加傾向にあります。

生活習慣病は未治療や治療中断が重症化に直結するため、医療機関と連携を取り保健事業を進める必要があります。

増加傾向にある肥満については、特定健診等を受診する成人期への肥満状態の改善の取組だけでなく、肥満の予防が重要です。妊娠期、乳幼児期、学童期など関係する機関と連携しながら、一体的に取り組めます。

2 その対策

(1) 子育て環境の確保

- ① 幼児期の教育・保育から、地域全体での子育て支援までを総合的に推進するため「第3期子ども・子育て支援事業計画(令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度))」に沿い、関係機関等と連携しながら計画の具体化する取組を進めます。
- ② 0～2歳の未満児保育や長時間保育、土曜希望保育などに対する幅広いニーズに対応できるよう、保育士の体制を見直し、保育施設を整備します。
- ③ 保護者同士が情報交換でき、専門家への相談ができるつどいの広場「バンビーニ」の活用し、切れ目のない相談・支援体制を構築します。
- ④ 発達に課題を持つ子ども一人ひとりの状況に合わせた、最適な療育支援・子育て支援を行います。

- ⑤放課後の児童を一時預かりする児童クラブについて、保護者等の声を聞きながら、中川東小学校区への開設の必要性について検討します。
- ⑥ファミリーサポートセンター事業を継続し、地域住民同士で子育てを支え合う文化を推進します。
- ⑦乳幼児医療費の公費負担や出産祝金支給などの子育て支援を行います。
- ⑧未就園児の保育環境の充実を図り、安心して子育てができるよう支援します。

(2) 高齢者福祉

- ①高齢者が様々な活動において多世代の方々との交流や触れ合いができ、生きがいづくりができることを目指し、多様な取組を進めます。
- ②各種運動のための活動を通じて健康づくりを進め、健康で長生きできるようにするとともに、介護予防に取り組みます。
- ③認知症について正しく理解し、地域全体で見守る体制を整備します。
- ④地域共生社会を実現するため、地域包括ケアの仕組みを活用します。
- ⑤少子高齢化社会における包括的支援体制の整備に取り組むため、上位計画である第1期中川村地域福祉計画（令和6年度(2024年度)～令和11年度(2028年度)）の基本理念「支え・支えられて皆が幸せに暮らせる”なかがわ”」を実現するため、「高齢者の尊厳の保持と自立支援」「健康・介護予防の取り組みの推進」「誰もが生き生きと暮らせる地域づくり」「持続可能な介護保険事業の整備と円滑な運用」を推進します。

(3) 障がい者福祉

- ①障がい者の権利擁護、障がいに対する理解を深めるための啓発活動や、成年後見制度の制度理解に対する広報活動を推進します。
- ②在宅福祉の継続と充実を図るため、ホームヘルプサービスや短期入所の拡充など広域的な連携を図りながら在宅の障がい者への支援体制を強化します。
- ③障がい者に就労の機会を提供し、社会生活への適応性を高めるための作業訓練等を促進します。
- ④障がい者の生活圏が拡大されるよう、公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めます。
- ⑤障がい者の相談支援、補装具・日常生活用具の給付や貸与、移動支援などを行い、村独自の支援をするとともに、住宅改良についても補助を行い、生活環境の改善に努めます。
- ⑥障がい者が地域で可能な限り自立した生活ができるように、障がい者が共同生活できるグループホームの開設を支援します。
- ⑦障がい者等の日中活動の場となる中川村地域活動支援センターの運営を支援します。
- ⑧災害時に、地域住民による障がい者や高齢者の避難、救出・救護が遅滞なくできるよう、自主防災組織や地区担当民生児童委員に協力を依頼し、個別避難計画を整備します。
- ⑨相談支援事業の拠点となる、上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあの利用を進めながら、村内の相談支援の体制の強化を目指します。
- ⑩乳幼児から障がい者、高齢者までの第一次相談窓口を福祉相談係に一本化し、スムーズな相談業務の進行を行います。
- ⑪子ども家庭センターや保健センターと連携し、療育支援事業の継続、発達障がいの早期

発見、医療的ケア児の把握、ニーズの把握を行います。

- ⑫地域や家族とのつながりが希薄となり、孤立し「生きづらさ」を感じる人に対し、世代や属性を超えた横断的な支援体制を構築します。
- ⑬障がい者ニーズに的確に対応するため、福祉サービスの供給体制の整備を行うとともに、制度の充実を図り、関係する機関や事業所と連携し、子どもや高齢者及び障がい者が共生する地域社会の実現を目指します。

(4) 保健予防

- ①妊娠期、乳幼児期から生活習慣病予防を視野に入れ、保護者が子どもの身体の仕組みを学習できる機会を成長発達の節目に、乳幼児健診や母子保健事業で整備し、学習内容を充実します。
- ②小児期から思春期にかけての生活習慣は、その後の生活習慣に大きく影響することから、小中学校の高度肥満及び高血糖該当に対する保健指導、健康相談を行い、実態や課題を共有して対策を進めるため、定期的に検討会を開催します。
- ③若い年代からの、肥満、脂質異常、高血糖等は若年での脳血管疾患や虚血性心疾患に直結するため、39歳以下で健診機会のない方には受診勧奨をし、早期に改善できるよう努めます。
- ④40～74歳の特定健診対象者には、継続受診することで、身体の実態と生活習慣の関連への理解が深まることから、検診結果を経年的に整理し、分かりやすい説明を行います。また、脳血管疾患、心疾患発症者の中で、医療、健診ともに未受診者が約半数を占めていることから、継続的に未受診者対策を実施します。
- ⑤75歳以上の後期高齢者については、地域包括支援センター等と連携し、健康寿命延伸のため、引き続き健診受診を勧奨します。
- ⑥保健予防事業を進めるにあたり、地域の医療機関、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士、ケアマネージャー、社会福祉士等が連携し、対象者のニーズに合わせた保健事業を実施します。

3 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進	子育て環境の確保	片桐保育所施設整備事業	中川村	
		みなかた保育所施設整備事業	中川村	
		地域子育て支援拠点事業	中川村	
		病児病後児保育事業	中川村	
		年金給付事業	中川村	
		出産祝金事業	中川村	
		一時保育事業	中川村	
		放課後児童健全育成事業	中川村	
		ファミリーサポートセンター事業	中川村	
		ショートステイ事業	中川村	
		乳児等通園支援事業	中川村	
	高齢者福祉	いわゆり荘施設整備事業	中川村	
		高齢者憩いの家整備事業	中川村	
		地区介護予防拠点施設	中川村	
		高齢者在宅福祉事業	中川村	
		福祉タクシー券交付事業	中川村	
		高齢者住環境改善補助金交付事業	中川村	
		シルバー人材センター運営経費負担金	中川村	
	障がい者福祉	地域活動支援センター運営事業	中川村	
		地域活動支援センター整備事業	中川村	
		障がい者共同生活施設整備事業	中川村	
		年金給付事業	中川村	
		地域福祉総合助成金事業	中川村	
		上伊那圏域障がい者総合支援センター運営負担金	中川村	
		地域生活支援事業	中川村	
		上伊那成年後見センター運営負担金	中川村	
	保健予防	福祉医療費給付事業	中川村	

4 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の新設や更新、維持・管理等については、「中川村公共施設等総合管理計画」に基づき、状況把握、安全確保、財政的負担平準化といった面から整合性を図りながら維持、更新を行います。

第8 医療の確保

1 現況と問題点

(1) 医療

村内には、一般診療所2か所、歯科医院1か所、接骨院2か所及び保険薬局2か所があり、村民が必要とする最低の1次医療は確保されていますが、今後の高齢化や、医療の高度化に対応した医療を安定的に確保していくことが必要です。

2次医療を担う伊南地域の中核病院である昭和伊南総合病院においては、医師不足のため縮小されていた整形外科、産婦人科は、医師の不在で外来診療及び分娩を休止している状態にあります。

上伊那圏域における医師や看護師等の不足は、依然深刻であり、今後一層高齢化が進み、身近な1次医療から高度医療に至るまでの幅広い医療需要が見込まれるため、地域医療を担う医師の将来的な定着をどう図るかが大きな課題です。

このような状況の中、上伊那圏域においては、1次医療を担う診療所等の民間医療機関と2次・3次医療を担う公立3病院のそれぞれの医療機関の機能的役割分担と相互連携が重要な課題です。今後も将来にわたって安定的に維持する必要があると見込まれる事業については、引続き実施していくことが必要であり、更なる高齢化社会に向けて、在宅医療・介護連携の構築が課題です。

また、本村は上伊那・下伊那両圏域に接する位置にあることから、飯伊地域での医療を確保することも重要です。特に高齢者の通院のための交通手段として、巡回バス、乗り合い送迎サービス「チョイソコながわ」に加え、社会福祉協議会が運行する福祉輸送サービスの利用範囲が拡充（上伊那・下伊那圏域の医療機関への通院入退院の送迎）され、通院等の足が確保されています。今後も地域のニーズに応じた交通手段の確保を図る必要があります。

2 その対策

(1) 医療

- ①村内医療機関に対して、医療の高度化に対応できるよう、必要に応じて医療機器等の導入支援をするとともに、村内の医療機関等と連携を図り村民に身近な医療の確保に努めます。
- ②伊南行政組合が運営する昭和伊南総合病院に対して、病院運営を支援するとともに、上伊那圏域の公立病院の一つとして圏域医療構築に向けた取組を支援します。また、新病院建設については、関係市町村とともに研究を進めます。
- ③土曜日、日曜日及び祝日における救急医療を公立3病院による病院群輪番制運営を支援します。
- ④医師不足を補うため、公立3病院と上伊那医師会の連携により医療体制の確保を図っており、今後も広域的な医療体制の確保を図ります。また、看護師等スタッフを確保するため、上伊那医師会の運営する准看護学院の運営を支援します。
- ⑤飯田・下伊那圏域の医療機関とも連携を図り、住民の医療確保に努めます。
- ⑥分娩の取扱いが休止となっている下伊那赤十字病院での分娩再開に向け産科医師の確保をはじめ、昭和伊南総合病院の整形外科、産婦人科の医師等の安定的な確保を要請します。

⑦高齢者、障がい者等が必要な医療が受けられるための、利用しやすい「通院等の足の確保」について検討し、実現できる方向性を探ります。

3 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	医療	高度医療機器整備事業 村内医療機関に高度な医療機器を整備して村内の地域医療の確保を図る。	中川村	
		昭和伊南総合病院運営事業 伊南行政組合（駒ヶ根市、飯島町、宮田村及び中川村）で運営する昭和伊南総合病院の運営支援を行い、地域医療を確保する。	中川村	
		昭和伊南総合病院整備事業	伊南行政組合	

4 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の新設や更新、維持・管理等については、「中川村公共施設等総合管理計画」に基づき、状況把握、安全確保、財政的負担平準化といった面から整合性を図りながら維持、更新を行います。

第9 教育の振興

1 現況と問題点

(1) 学校教育

村には、小学校が2校、中学校が1校あります。児童・生徒数は、3校とも年度での増減はあるものの全体として減少傾向にあり、少人数に配慮しながら学力向上を図り「生きる力」の教育を充実しつつ、令和13年度(2031年度)の小中学校を統合した義務教育学校の開校に向けた取組を進めています。

急速な社会の変化、子育て環境の変化のなかで対人関係や家庭の事情などにより、精神的に不安を抱え、不登校傾向になるなど、児童生徒の問題は多様化しています。このため学校教育のなかで様々な課題や要求が生じてきており、特別支援学級や中間教室、相談室などで対応していますが、これらの課題を解決するためには、学校だけでなく、乳幼児期から学校教育まで関係者の連携により一貫した子育て支援策が必要です。

学校施設の整備は、中川東・西小学校は昭和58年度(1983年度)の建築後、部分改修を進めてきています。今後は小中学校の統合を控えていることから、内装関係や教育設備の補修を防災面も考慮しながら計画的に進める必要があります。

中学校は昭和50年度(1975年度)の建築後、平成27年度(2015年度)までに耐震・大規模改修工事が終了しています。今後は小中学校の統合が控えていることから、内装関係や教育設備の補修を防災面も考慮しながら計画的に進める必要があります。また、学習指導要領の改訂に伴う教育備品の整備の充実が求められます。

GIGAスクール構想の推進により、令和3年度(2020年度)から児童生徒1人一台の端末を貸与し、ICTを活用した学習活動を始めました。今後もハード面では機器の更新や新たな機器の導入が、ソフト面では利用しているプログラムの更新や新たなプログラムの導入等が必要です。

学校給食センターは、平成19年度(2007年度)に大規模改修が行われ、オール電化・ドライフロアー化されました。また、令和元年度(2019年度)には、事務室などの増築を行いました。心と体の健康と命の大切さを学ぶ「食育」の現場として、地域と連携しながら安心・安全な給食を提供しながら、今後も運営していく必要があります。

教員住宅は、教職員の多くが自宅などから通勤することで年度によって需要に偏りがあり、住宅の維持管理面からも検討が必要です。

(2) 社会教育

①社会教育

文化センター、屋根付運動場「サンアリーナ」など、生涯学習の拠点施設が集まる「まなびの里牧ヶ原文化公園」が整備され、多くの利用者が活発に学習活動を展開しています。

文化センターなどの社会教育施設は、施設や設備の老朽化が進んでおり、計画的な維持管理が必要となってきています。

図書館は、幼児から高齢者までいつでも気軽に学習することができるみんなの図書館として平成10年(1998年)4月に開館しました。村民が使いやすい図書館を目指して、児童書の充実や金曜日の夜間開館の実施をはじめ、サービスの充実を図ってきました。全ての年代の村民が読書活動をより充実・発展させるため、更なる資料の充実や利用者へのサービ

スの向上が必要です。また、学校図書館とのネットワーク化が必要です。

②社会体育

まなびの里牧ヶ原文化公園内には、グラウンドや体育館、テニスコート、武道館、弓道場、屋根付運動場「サンアリーナ」が整備され、ほかに小・中学校のグラウンドと体育館を使って、一年を通じて様々なスポーツが行われています。

少子高齢化が進む中であっては、健康で長生きするためにも、自分にあったスポーツを楽しみながら継続することが大切です。村民が気軽に年齢や体力にあったスポーツに取り組めるよう、指導者の充実と施設などの計画的な維持管理、有効活用、手軽なレクリエーション・軽スポーツなどの普及を図っていくことが求められています。

体育館など施設の計画的な維持管理、更新を行う必要があります。また、老朽化した施設については、あり方について検討を行う必要があります。

2 その対策

(1) 学校教育

- ①少人数のよさを生かして基礎・基本の定着を図り、表現力を高め、読書や体験を通して情操の涵養に努め、時代に即応した情報教育や英語活動を推進し「生きる力」を育成します。また、児童・生徒数減少に伴う諸課題についても教育の質を落とさないよう対応します。
- ②「心豊かでたくましい中川の子ども」を育成するために、学校、地域、家庭や行政が連携・協働した学校づくりを推進します。
- ③「中川村子ども育成プラン」や「次世代育成支援行動計画」などに沿い、「子ども育成推進会議」を中心に、家庭・地域・学校と行政が一体となり、実効性のある子育て支援策を進めます。
- ④読書や食育、不登校傾向や発達障がいなどを中心に情報交換や相談体制を充実させます。
- ⑤学校と地域が一体となって子どもたちを育む国型コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入を進めます。
- ⑥キャリア教育の推進のため、地域で活躍している方々の話を子どもたちが聞く機会を設けます。
- ⑦学校施設の改修は、財政状況を勘案し計画的に整備を進めます。
- ⑧教材備品の充実を図るとともにICT（情報通信技術）を活用した授業を推進します。
- ⑨学校給食食材の地元農産物比率を高め、地産地消を進めます。
- ⑩教員住宅の改修は、村営住宅の状況や教員住宅の管理など総合的に判断し、効果的に進めます。

(2) 社会教育

①社会教育

ア 幼児期からの一貫した家庭教育に関する学習機会を、関係機関と連携し提供します。

イ 村民へ学習機会を提供するため、公民館及び公民館分館が連携して、魅力ある学級、講座を行います。

ウ 公民館分館の自主的・主体的な学習機会の提供を支援します。

- エ 図書館利用者のニーズに応えるため、各種資料の充実と、図書館サービスの向上に努めます。
- オ 村民が図書などの資料を有効に活用できるよう、図書館と学校図書館のネットワーク化を検討します。
- カ 豊かな人間を形成するため、子ども達の読書活動を充実・発展させます。
- キ 生涯学習推進体制を構築するため、家庭教育、学校教育、社会教育の分野ごとの教育施策の連携を強化します。多くの生涯学習グループが継続的に活動するため、文化団体連絡協議会や自主的なグループなどの活動を支援します。
- ク 村民だれもが社会教育施設を快適に利用できるよう、施設の維持管理に努めます。
- ケ 文化センターを快適に利用するために、経年による設備の劣化状況を把握し、音響設備、照明設備など計画的な維持管理に努めます。

②社会体育

- ア 多くの村民が生涯を通じて、体力や健康状態に応じた体力づくりや健康づくりに取り組めるように、関係機関が連携し、様々なスポーツ事業への参加機会を提供します。
- イ 多くの村民が年齢や体力に応じた適切なスポーツ活動を安全に楽しく行えるように、指導体制を充実します。
- ウ 社会体育の普及のため、スポーツ団体連絡協議会や少年スポーツクラブ連絡協議会などの自主的な活動を支援するとともに、公民館分館や中学校スポーツ活動運営委員会との連携を図ります。
- エ スポーツ活動が安全で継続的に行えるよう、既存施設の適切な維持管理に努めるとともに、施設の用途変更も含めながら有効活用を図ります。
- オ 老朽化した施設については、周辺施設を含めてあり方について検討を進めます。

3 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	学校教育	中川東小学校施設・設備整備事業	中川村	
		中川西小学校施設・設備整備事業	中川村	
		中川中学校施設・設備整備事業	中川村	
		中川東小学校体育館施設整備事業	中川村	
		中川西小学校体育館施設整備事業	中川村	
		中川中学校体育館施設整備事業	中川村	
		中川東小学校校庭整備事業	中川村	
		中川西小学校校庭整備事業	中川村	
		中川中学校校庭整備事業	中川村	
		教員住宅施設整備事業	中川村	
		学校給食センター施設・設備整備事業	中川村	
		学校教育整備事業	中川村	
		学校教育関連施設整備事業	中川村	
	社会教育	文化センター施設整備事業	中川村	
		図書館整備事業	中川村	
		武道館、青年婦人会館施設整備事業	中川村	
		歴史民俗資料館施設整備事業	中川村	
		銀河ドーム整備事業	中川村	
		アソフォルム中川村美術館施設整備事業	中川村	
		社会体育施設整備事業	中川村	
		村民グラウンド施設整備事業	中川村	
		サンアリーナ施設整備事業	中川村	
		弓道場用途変更事業	中川村	
NVサウンドホール施設整備事業	中川村			

4 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の新設や更新、維持・管理等については、「中川村公共施設等総合管理計画」に基づき、状況把握、安全確保、財政的負担平準化といった面から整合性を図りながら維持、更新を行います。

第10 集落の整備

1 現況と問題点

(1) 住民自治・コミュニティ活動

現在、村内には地域コミュニティの主体である地区（自治会組織）が27あり、村では地区の育成や自治活動の推進、活動基盤の充実に努めています。安全で住みやすい快適な地域づくりをするため、村民が行政と協働しながら、サービスの提供や地域づくりの担い手として主体的に活動していくことが求められています。

一方、転入者の中には地区への未加入者もおおり、地域づくりに対する理解を求め、地区への加入を推進していく必要があります。また、高齢者や障がい者などの生活弱者を地域で支え、村民同士が助け合うことが必要となっており、このような地区の将来的な課題を解決するため、その先頭に立つリーダーの育成や地区住民全員で話し合いの場を持つことも必要です。

身近な地域コミュニティの基幹施設となる地域集会施設の整備については、改修に対する支援を行っており、今後もこの取組を継続していく必要があります。

(2) 集落対策

集落（地区）は、地域住民の生活の基礎単位としてコミュニティ活動が行われるとともに、行政と地域住民とを結びつける重要な役割を担っています。

特に小規模集落や山間部の集落においては、少子高齢化の進行や人口流出により集落の担い手が不足し、これまで住民同士の協力により行ってきた共同作業や地域活動への影響、役員負担増など、今後集落機能の維持が懸念される状況にあります。住民自治、地域コミュニティの根幹である集落の機能を維持していくためには、人口増加対策や担い手の育成、負担軽減のための支援措置などが急務であり、地域の現状や課題を明らかにして、地域住民とともに今後の対策を検討していくことが必要です。

また、近年保育園や小学校児童数の減少が顕著であり、子供を産み育てる世代の人口増加対策が急務となっています。通学・通園や通勤など、子育て環境の条件の良い安価な住居を希望する世帯が多い一方、村内に民間の賃貸住宅等がほとんど無く、村内の若者世帯も村外へ住居を求めている状況にあります。若者や子供の増加により地域の活力を向上するため、引き続き若者等定住促進のための住宅整備や空き家の活用、小規模分散型分譲、雇用促進住宅等の整備など、定住促進（人口維持）の対策が必要です。

2 その対策

(1) 住民自治・コミュニティ活動

- ①行政と村民が相互に連携し、“公助・共助・自助”の精神に立って、村民参加と協働による安全で住みやすい快適な地域づくりを推進します。
- ②地域自治組織や地区にある地域活性化を担う組織の自主的な活動を支援するとともに、地域独自の特色ある活動を促進するため、事業補助、情報提供及び組織・団体の育成・地域活動を支える人材の育成を図ります。
- ③行政依存型から脱却し、新しい地域づくりを自ら進める村民による「自律」的な活動を支援します。

- ④転入者の地区への加入を促進し、地域づくりに取り組む体制ができるよう支援します。
- ⑤少子高齢化の中、地区を維持・発展させていくうえで必要な財政支援を行うとともに、その先頭に立つリーダーを育成します。
- ⑥地域集会施設の改築等施設整備や防災備品等の整備を支援します。
- ⑦中川どんちゃん祭りや地区祭りなどの開催を支援します。

(2) 集落対策

- ①集落（地区）の現状と課題を把握し、地域住民とともに集落機能維持・活性化のための対策を検討します。
- ②集落支援員制度を活用し、集落の活性化施策を推進します。
- ③村外への流出抑制、少子化対策のため、若者等定住促進のための住宅整備、小規模分散分譲宅地の整備を進めます。
- ④村外からの転入を促進するため、空き家の活用やU I J ターン者等の受け入れを支援する施策を検討します。

3 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	住民自治・コミュニティ活動	地域集会施設整備事業	中川村	
		自治振興対策交付金事業（27地区）	中川村	
		地域活性化事業	中川村	
		自治振興対策特別対策事業	中川村	
		中川どんちゃん祭り	中川村	
		ずく出し協働事業	中川村	
	集落対策	若者定住促進住宅整備事業	中川村	
		空き家活用事業	中川村	
		小規模分散分譲宅地整備事業	中川村	
		集落支援員制度	中川村	

4 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の新設や更新、維持・管理等については、「中川村公共施設等総合管理計画」に基づき、状況把握、安全確保、財政的負担平準化といった面から整合性を図りながら維持、更新を行います。

第11 地域文化の振興等

1 現況と問題点

(1) 歴史・文化財

村には、縄文・弥生時代の遺跡をはじめ、六万部古墳や大草城址、船山城跡などの歴史的な文化財が残されています。指定文化財は国重要文化財1件、国有形文化財2件、国重要埋蔵文化財1か所、県指定文化財の県宝1点、史跡1か所、村指定の有形文化財11点、史跡3か所、天然記念物3か所があります。文化財に対する認識や理解をより深めてもらうために、広報・教育活動を進めていく必要があります。

文化財の保護や活用を図るためには、案内板の設置や更新、文化財の案内冊子などの作成が求められます。村誌編纂事業の中で一通り調査された史跡や遺跡、天然記念物、貴重な動植物などの保護・保存をしながら進めていく必要があります。

歴史民俗資料館には、村の歴史・民俗資料が保管されており、一部資料は公開展示されています。令和6年度から新築改修工事を行い、令和7年度に「中川村の暮らしを感じる資料館」としてリニューアルオープンしました。「見て、触れて、発見する」をテーマに、特別展や様々な企画により資料の活用を図っています。収蔵資料をはじめ村の歴史・文化財に関する調査・研究や貴重な資料の収集を引き続き進めていく必要があります。

(2) 芸術文化

伝統文化は、村民が郷土の文化への愛着を醸成するために、村の成り立ちや歴史を学ぶ際に大切な資料であり、その保存・活用・継承が必要です。

文化活動は、文化団体連絡協議会を中心に、文化センターなどを活動の拠点として活発に展開されてきています。文化センターを使っただけの発表会や秋の文化祭などの恒例行事には多くの村民の参加が見られます。

文化センターは開館以来、大ホールを中心に、様々なジャンルの自主事業を行い、質の高い芸術鑑賞の機会を提供してきています。引き続き、文化活動への支援や自主事業の実施、文化芸術事業の情報提供などを行う必要があります。

村には地域の祭りやそれに伴う行事、伝統芸能が比較的多く残っていますが、近年の生活様式や価値観の変化、さらには後継者不足などにより、廃れたり失われたりしつつあるものも少なくありません。こうした伝統芸能を記録保存し後世に伝えるための取組を実施しています。また、村の文化祭への獅子舞などが出演、人形浄瑠璃の取組など、伝統文化を継承する活動もみられます。村の文化としての伝統芸能の保存・伝承が求められています。

アンフォルメル中川村美術館は平成5年(1993年)の開館以来、常設展示のほか、企画展やワークショップなどを随時行ってきましたが、平成16年度(2004年度)からは美里地区住民を中心としたアンフォルメル中川村管理組合が指定管理者として運営しています。特徴ある美術館として、アンフォルメル芸術を中心とした展示をはじめ、地域の芸術家と連携した特別展の開催などを企画し、美術館活動の充実を図っていく必要があります。

銀河ドーム(天体観測施設)は平成14年(2002年)の開館以来、多くの村民に親しまれ、現在は天体観測協力者の会(ポラリスの会)により運営しており、通常開館のほか、星空観察教室や特別観測会も行っています。今後は設備の更新を行いながら、利用者の増加を図っていく必要があります。

2 その対策

(1) 歴史・文化財

- ①史跡や遺跡、天然記念物、伝統芸能、文化財などを後世に伝えるため、保護、保存活動を推進します。
- ②村の歴史を伝える郷土の文化財を保護するため、必要に応じて文化財への指定を検討します。
- ③歴史民俗資料館を、村民に有効活用して頂くため、歴史、文化財研究の拠点施設として位置づけ、村内の考古、歴史、民俗、芸術、自然に関する資料を収集、保存し、調査、研究するとともに、展示、公開します。
- ④施設や資料を有効に活用するため、学校や公民館と連携して郷土学習などを行います。
- ⑤利用者の来館者増加を目指し、見て、触れて、発見することを実感できる資料館の活用方法を検討します。

(2) 芸術文化

- ①文化団体や活動グループを育成強化するために、グループや団体による主体的な文化活動を支援します。
- ②質の高い生の芸術鑑賞の機会を村民に提供していくため、自主事業を行います。
- ③村民の芸術や文化活動の成果を発表する場を提供するために、文化センターなどの施設の有効利用と支援に努めます。
- ④地域の伝統文化や伝統芸能を後世に伝えるため、保存・伝承活動を支援します。
- ⑤アンフォルメル中川村美術館は、指定管理者と連携しながら管理・運営します。
- ⑥特徴ある美術館づくりのため、収蔵品目録の作成や特別展の開催、関係資料の整理などを行います。
- ⑦老朽化がみられるアンフォルメル中川村美術館について、計画的な施設の改修工事を実施します。
- ⑧銀河ドームは、天体観測協力者の会と連携しながら管理・運営します。
- ⑨施設や設備に老朽化が見られるため、計画的な施設の改修や機器の更新に努めます。

3 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	歴史・文化財	歴史民俗資料館整備事業	中川村	
		銀河ドーム整備事業	中川村	
	芸術文化	文化センター整備事業	中川村	
		アンフォルメル中川村美術館整備事業	中川村	

4 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の新設や更新、維持・管理等については、「中川村公共施設等総合管理計画」に基づき、状況把握、安全確保、財政的負担平準化といった面から整合性を図りながら維持、更新を行います。

第12 再生可能エネルギーの利用の推進

1 現況と問題点

(1) 再生可能エネルギー

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つで、特に「気候危機」とも言われる気候変動問題について、世界平均気温は上昇傾向にあり、令和5年(2023年)においては、世界の平均気温が観測史上最も高く、産業革命以前より1.45℃(±0.12)高くなったとされています。

平成23年(2011年)に発生した東日本大震災や東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を受け、自然エネルギーへの期待は、原子力発電に代わる電力供給源としての視点も加わり高まっています。

長野県は、都道府県で初めて気候非常事態宣言を宣言した県として、かけがえのない地球を守り、将来世代に胸を張って引き継げる社会を実現するため、「長野県ゼロカーボン戦略」を策定しています。

村は、太陽光、小水力、バイオマスなど多様な再生可能エネルギー源を有してします。太陽光は一部施設での自家消費、小水力は適地調査などを実施してきました。

平成27年度(2015年度)に策定した森林バイオマス活用構想に基づき研究され、令和元年度(2019年度)に導入された望岳荘木質バイオマスボイラーの燃料としての活用を推進しています。

一般住宅への薪ストーブ、ペレットストーブを導入する家庭が徐々に増えつつありますが、物価高や材料費の高騰による工事費の高騰が導入への課題となっています。

2 その対策

(1) 再生可能エネルギー

- ①地球温暖化を防止するため、「中川村地球温暖化対策実行計画(事務事業編・区域施策編)」に沿った取組を進めます。
- ②二酸化炭素の削減を図るため、公共施設、事業所等での自然エネルギー源を利用する設備について、自然環境や地域経済活動との両方に配慮しつつ、適地での導入を積極的に検討します。
- ③森林バイオマス活用構想に基づき、村内における木質バイオマスエネルギーの活用と普及をさらに進めます。
- ④村内の林地残材を活用し、望岳荘木質バイオマスボイラーへの燃料供給を行う「木の駅プロジェクト」を支援します。
- ⑤家庭や事業所への薪ストーブ、ペレットボイラーの導入を支援します。
- ⑥発電以外の熱利用や、有機性廃棄物によるバイオマスエネルギーなどの身近な再生可能エネルギーについても地球温暖化対策として導入の可能性を研究します。

3 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の促進	再生可能エネルギー	再生可能エネルギーの導入	中川村	
		森のエネルギー推進事業	中川村	
		木の駅プロジェクト支援事業	中川村	

4 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の新設や更新、維持・管理等については、「中川村公共施設等総合管理計画」に基づき、状況把握、安全確保、財政的負担平準化といった面から整合性を図りながら維持、更新を行います。

第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 現況と問題点

(1) 行政運営

①村の行政

限られた財源を有効に活用し、業務の効率化を図るため、電子化など行政の効率化を進めています。時代に対応した組織機構・事務事業を進めてきましたが、今後も時代変化に対応しつつ、組織機構を含め事務事業の見直しによる効率的な行政運営が求められます。

また、村民のニーズや分権型社会への的確な対応、時代に対応した効率的な行政運営に向けて、職員の資質・能力の向上や意識改革を図るため、研修の機会を充実させ、質の高いサービスの提供に努めることが求められます。

②広域行政

交通・通信網の発達による経済活動の進展により、村民の日常生活圏が拡大し、それに伴い行政需要も多様化、広域化しています。

村では、上伊那広域連合（8市町村）や伊南行政組合（4市町村）を中心に、情報化、医療体制や消防・救急体制の整備、廃棄物処理、高齢者福祉・介護保険等事務処理の共同化など、幅広い分野で広域的な連携を図ってきました。今後とも広域化によるスケールメリットを活かしながら、効率的な運営を図っていく必要があります。

また、村は下伊那地域にも接しているという地域特性があるため、通学や買い物など経済・生活圏が飯田・下伊那にも向いています。今後も、地理的・経済的状况を考慮しながら、地域住民の一体的な発展を目指して、圏域を越えた周辺市町村連携を進めていく必要があります。

(2) 土地利用

コロナ禍を契機として、テレワークの普及や地方回帰の動きが加速し、二地域居住など新たなライフスタイルへの関心が高まっています。また、働き方の変化により、村の立地条件に合った企業誘致については推進していく必要があります。同時に、限られた平坦地の有効活用や既存施設の再利用など、戦略的な土地利用が求められています。一方で、人口減少や高齢化の進行により居住機能や公共施設、公共交通の利用促進等の課題があり、コンパクトで持続可能なまちづくりの推進について検討する必要があります。

村の地籍調査は、昭和58年度(1983年度)に着手し、大草地区（一部山間部を除く）、四徳地区、葛島地区及び片桐地区が平成27年度(2015年度)までに完了し、現在は大草地区山間部を実施しています。調査対象面積は63.89km²で、令和6年度(2024年度)末の調査実施面積は、47.44km²（実施率74.3%）、数値情報化（電子化）は42.46km²（66.5%）となっています。

平成28年度(2016年度)から大草地区山間地域が調査対象となった時点では、令和16年度(2034年度)までに調査が完了する計画となっていました。しかし、山林の起伏の激しい地形状況や村外に居住する土地所有者の増加などの状況により調査面積は年0.3km²前後で計画するに留まることに加え、国県補助金の減額により、調査完了は令和30年度(2048年度)以降の見込みとなります。

地籍調査の成果は、地籍図、地籍簿とも数値情報化され、地理情報システム上で管理して

おり、行政業務の効率化が図られています。今後は、庁内管理の各種台帳等との連携による業務効率化を図る必要があります。

一方、道路や上下水道などの生活基盤整備や防災対策の基礎となる全村的な地図の整備が遅れています。登記が完了している地籍調査の成果を含め、各部署で管理している各種台帳・地図等を統合的に活用する統合型地理情報システム（GIS）の運用をより具体的に展開し、基盤となるデジタル地図を作成し標準化する必要があります。

また、社会状況の変更により農業振興地域農用地区域の見直しや都市計画の改定等が必要になっています。

(3) 財政基盤の確保

景気の低迷による税収などの自主財源の落ち込みと国県支出金などの依存財源の縮減により、事業財源の確保と運営は依然として厳しい状況にあります。また、各施設の修繕にかかる財源の確保も懸念されます。

財政基盤がぜい弱な当村においては、計画した過疎対策事業の着実な実施に加え、今後発生し得る投資的経費に対する確実な財源確保と、安定した基盤の構築が必要となります。

2 その対策

(1) 行政運営

①村の行政

ア 時代の変化に対応し、絶えず行政機構及び事務事業の見直しを行いながら、行政運営が停滞することのないよう計画的な職員採用と適正な職員配置に努めます。

イ 施策の有効性や効率性について、成果指標を用いて評価する行政評価制度を導入し、施策の達成状況や内容が目的に沿って進んでいるかを検証しながら、必要に応じ見直しを行います。

ウ 行政サービスの多様化・高度化に対応するため、専門知識や新しい政策課題への適応能力をはじめ、状況に適切に対応できる柔軟性等が職員に求められる中、計画的に行政事務研修や専門業務研修に参加し、職員の能力向上や意識改革に努めます。

エ 自治体DXを推進します。

②広域行政

ア 情報化社会の進展などにより、複雑化・専門化する行政需要に対応するため、上伊那広域連合や伊南行政組合などを中心に関係市町村と連携をより一層図り、広域計画等に基づき効果的・効率的な広域行政を推進します。

イ 上伊那地域をはじめ、地理的・経済的につながりのある周辺市町村と効果的な行政サービス向上のため連携しながら、共通の課題を協議・検討します。

(2) 土地利用

①土地の適正かつ効率的な利用を図るため、引き続き地籍調査を継続します。

②統合型地理情報システム（GIS）を効果的に活用するため、各種台帳・図面等を数値情報化し、基盤となるデジタル地図を作成するとともに、管理と運用を図ります。

③農業振興地域農用地区域の見直し都市計画の改定等を検討します。

④長期的、総合的な観点に立ち、土地利用の現状と課題を踏まえた中川村の将来を描き、

自然環境と生活環境の調和のとれた適正な土地利用を推進します。

(3) 財政基盤の確保

- ①過疎対策事業を効率的・安定的に推進するため、長期計画に基づく事業を精査・選択し、着実に実施するとともに、過疎対策事業に基づく基金を活用して財政基盤の確保を図ります。

3 事業計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	土地利用	地籍調査	中川村	
		統合型地理情報システムの整備 地図、土地情報、各種生活情報等を連動させた統合型地理情報システムを整備し、防災、福祉等の幅広い分野で活用し、住民サービスの向上を図る。	中川村	
		都市計画の策定・改定	中川村	
	財政基盤の確保	過疎対策基金積立 過疎地域持続的発展特別事業実施のための基金創設	中川村	
		公有施設適正管理等事業	中川村	

4 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の新設や更新、維持・管理等については、「中川村公共施設等総合管理計画」に基づき、状況把握、安全確保、財政的負担平準化といった面から整合性を図りながら維持、更新等を行います。

【事業計画】（過疎地域持続的発展特別事業分）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業・観光の振興	過疎地域持続的発展特別事業	農産物加工施設管理事業 農産物加工施設の適正な管理を図り、農家経営を支援する。	中川村	農産物加工施設の管理等を行う効果は将来に及ぶ
		インフラ長寿命化計画策定（農業用水路）事業 農業用水路の長寿命化計画を策定し、適正な管理を行う。	中川村	農業用水路の管理等を行う効果は将来に及ぶ
		都市公園施設長寿命化計画更新事業 都市公園の長寿命化計画を更新し、適正な公園管理を行う。	中川村	適正な公園の管理等を行う効果は将来に及ぶ
3 地域における情報化（デジタル社会の推進）	過疎地域持続的発展特別事業	地区集会施設無線LAN設備更新事業 各地区集会施設の無線LAN環境を整備して、安心安全なむらづくりを進める。	中川村	地区集会施設無線LAN設備の管理等を行う効果は将来に及ぶ
		デジタル地域通貨・ヘルスケア導入事業 村民の行動変容を促し、持続可能なむらづくりを進める。	中川村	村民の行動変容を促す行う効果は将来に及ぶ
4 交通施設の整備、交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業	村営巡回バス運行事業 村民の日常的な移動手段のための交通手段確保を図り、村内で安心して暮らすことのできる環境を整備する。	中川村	村道等の整備や交通手段の確保を行う効果は将来に及ぶ
		村道舗装修繕 村道の舗装修繕を行い、安全安心な道路環境を整備する。	中川村	
		村道法面防災事業 安全安心な道路環境を維持するため法面防災工事を行う。	中川村	
		橋りょう整備事業 村内に多数ある橋りょうを点検、長寿命化修繕計画を策定。必要な修繕を行い、安全安心な橋りょうを整備する。	中川村	
		道路維持管理事業 村道の道路ストック点検を実施、必要な修繕を行い、安全安心な道路を整備する。	中川村	
		林道維持修繕事業 林道の路面修繕や安全施設等を設置し、安全安心な林道を整備する。	中川村	

5 生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業	防災備蓄物品整備 各地区集会施設・公共施設等に防災備品を整備して、安心安全な村づくりを進める。	中川村	安心安全な村づくりを進めるために、防災備品を整備する効果は将来に及ぶ
7 医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業	高度医療機器整備事業 村内医療機関に高度な医療機器を整備して、村内の地域医療の確保を図る。	中川村	地域医療の確保を行う効果は将来に及ぶ
		昭和伊南総合病院運営事業 伊南行政組合（駒ヶ根市、飯島町、宮田村及び中川村）で運営する昭和伊南総合病院の運営支援を行い、地域医療を確保する。	中川村	
8 教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業	図書館資料等整備事業 図書館の備品・資料等の充実を図り、村民が利用しやすい環境を整備する。	中川村	学校教育や図書館等の整備を行う効果は将来に及ぶ
		学校教育整備事業 小中学校の備品等の充実を図り、児童・生徒が穏やかに育ち、安心して快適に学習できる環境を整備する。	中川村	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	統合型地理情報システムの整備 地図、土地情報、各種生活情報津を連動させた統合型地理情報システムを整備し、防災、福祉等の幅広い分野で活用し、住民サービスの向上を図る。	中川村	統合型地理情報システムの整備を行う効果は将来に及ぶ
		過疎対策基金積立 過疎地域持続的発展特別事業実施のための基金の創設及び積立を行う。	中川村	計画に基づく事業を実施する効果は将来に及ぶ